

(第一類 第七号)

第百六十二回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第二十七号

(三四二)

平成十七年六月十日(金曜日)

午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 鴨下一郎君

理事 大村秀章君 理事 北川知克君

理事 長勢甚遠君 理事 宮澤洋一君

理事 五島正規君 理事 三井辨雄君

理事 山井和則君 理事 福島豊君

理事 青山丘君 井上信治君

理事 石崎岳君 上川陽子君

理事 木村義雄君 小西理君

理事 河野太郎君 菅原一秀君

理事 鈴木淳司君 谷川弥一君

理事 中山泰秀君 西川京子君

理事 原田令嗣君 福井照君

理事 三ッ林隆志君 御法川信英君

理事 宮腰光寛君 森岡正宏君

理事 渡辺具能君 石毛鏡子君

理事 泉健太君 泉房穂君

理事 内山晃君 大島敦君

理事 城島正光君 園田康博君

理事 中根康浩君 橋本清仁君

理事 藤田一枝君 水島広子君

理事 横路孝弘君 米澤隆君

理事 高木美智代君 古屋範子君

理事 山口富男君 阿部知子君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

政府参考人

(厚生労働省医政局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省年金局長)

尾辻 秀久君

西 博義君

森岡 正宏君

岩尾總一郎君

田中 慶司君

渡辺 芳樹君

政府参考人
(社会保険庁長官)

政府参考人
(社会保険庁次長)

政府参考人
(社会保険庁運営部長)

厚生労働委員会専門員

委員の異動

六月十日

辞任

井上 信治君

谷川 弥一君

同日

辞任

鈴木 淳司君

補欠選任

井上 信治君

六月九日

介護保険制度全面見直しに関する請願(山井和則君紹介)(第一七四八号)

厚生年金病院等の公的施設としての存続・充実に関する請願(篠原孝君紹介)(第一七四九号)

同(池田元久君紹介)(第一七九六号)

同(照屋寛徳君紹介)(第一七九七号)

カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願(山田正彦君紹介)(第一七五〇号)

同(土井たか子君紹介)(第一八八四号)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(石井一君紹介)(第一七五一号)

同(大島敦君紹介)(第一七五二号)

同(高井美穂君紹介)(第一八三〇号)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八八五号)

同(竹下巨君紹介)(第一八八六号)

パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願(田嶋要君紹介)(第一七五三号)

村瀬 清司君

小林 和弘君

青柳 親房君

榊原 志俊君

視覚障害者のための職場介助者制度の適用期間延長に関する請願(三ッ林隆志君紹介)(第一七五四号)

同(中根康浩君紹介)(第一七八九号)

同(小西理君紹介)(第一八六二号)

同(上川陽子君紹介)(第一九二六号)

同(河野太郎君紹介)(第一九二七号)

進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願(瓦力君紹介)(第一七五五号)

同(奥田建君紹介)(第一七九〇号)

同(河本三郎君紹介)(第一七九一号)

同(大島章宏君紹介)(第一九二八号)

同(平野博文君紹介)(第一九二九号)

総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願(五島正規君紹介)(第一七五六号)

同(福井照君紹介)(第一七五七号)

同(三ッ林隆志君紹介)(第一七五八号)

同(三井辨雄君紹介)(第一七五九号)

同(山井和則君紹介)(第一七六〇号)

同(小林千代美君紹介)(第一七九二号)

同(谷川弥一君紹介)(第一七九三号)

同(中根康浩君紹介)(第一七九四号)

同(横路孝弘君紹介)(第一七九五号)

同(井上信治君紹介)(第一八六三三)

同(小西理君紹介)(第一八六四号)

同(泉房穂君紹介)(第一九三〇号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

同(河野太郎君紹介)(第一九三一号)

請願(石毛鏡子君紹介)(第一八二四号)

同(泉健太君紹介)(第一八二五号)

同(木村義雄君紹介)(第一八二六号)

同(福島豊君紹介)(第一八二七号)

同(三井辨雄君紹介)(第一八二八号)

同(泉房穂君紹介)(第一九三三三)

同(小西理君紹介)(第一九三三三)

同(河野太郎君紹介)(第一九三三三)

同(藤田一枝君紹介)(第一九三三三)

同(米澤隆君紹介)(第一九三三七)

同(鈴木俊一君紹介)(第一八四四号)

同(玉置一弥君紹介)(第一八四五号)

同(中谷元君紹介)(第一八四六号)

同(西野あきら君紹介)(第一八四七号)

同(西村智奈美君紹介)(第一八四八号)

同(野田聖子君紹介)(第一八四九号)

同(樋高剛君紹介)(第一八五〇号)

同(福島豊君紹介)(第一八五一号)

同(藤村修君紹介)(第一八五二二)

同(古屋圭司君紹介)(第一八五三三)

同(保利耕輔君紹介)(第一八五四四)

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十七号

平成十七年六月十日

同(堀込征雄君紹介)(第一八五五号)
同(増子輝彦君紹介)(第一八五六号)
同(丸谷佳織君紹介)(第一八五七号)
同(三井辨雄君紹介)(第一八五八号)
同(武藤嘉文君紹介)(第一八五九号)
同(村井仁君紹介)(第一八六〇号)
同(保岡興治君紹介)(第一八六一号)
同(石田真敏君紹介)(第一八六七号)
同(泉房穂君紹介)(第一八七八号)
同(岩永肇一君紹介)(第一八八九号)
同(大島章宏君紹介)(第一八九〇号)
同(加藤勝信君紹介)(第一八九一号)
同(金田誠一君紹介)(第一八九二号)
同(上川陽子君紹介)(第一八九三号)
同(吉良州司君紹介)(第一八九四号)
同(菊田まきこ君紹介)(第一八九五号)
同(岸本健君紹介)(第一八九六号)
同(北川知克君紹介)(第一八九七号)
同(玄葉光一郎君紹介)(第一八九八号)
同(小西理君紹介)(第一八九九号)
同(河野太郎君紹介)(第一九〇〇号)
同(近藤基彦君紹介)(第一九〇一号)
同(佐田玄一郎君紹介)(第一九〇二号)
同(佐藤剛男君紹介)(第一九〇三号)
同(自見庄三郎君紹介)(第一九〇四号)
同(下条みつ君紹介)(第一九〇五号)
同(園田康博君紹介)(第一九〇六号)
同(田中英夫君紹介)(第一九〇七号)
同(竹下亘君紹介)(第一九〇八号)
同(達増拓也君紹介)(第一九〇九号)
同(寺田学君紹介)(第一九一〇号)
同(土井たか子君紹介)(第一九一一号)
同(土肥隆一君紹介)(第一九一二号)
同(中村正三郎君紹介)(第一九一三号)
同(中山太郎君紹介)(第一九一四号)
同(根本匠君紹介)(第一九一五号)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第一九一六号)
同(鳩山由紀夫君紹介)(第一九一七号)
同(原口一博君紹介)(第一九一八号)

同(平井卓也君紹介)(第一九一九号)
同(藤田一枝君紹介)(第一九二〇号)
同(牧野聖修君紹介)(第一九二一号)
同(松岡利勝君紹介)(第一九二二号)
同(八代英太君紹介)(第一九二三号)
同(吉田泉君紹介)(第一九二四号)
同(米澤隆君紹介)(第一九二五号)

同(山井和則君紹介)(第二〇九〇号)
同(横光克彦君紹介)(第二〇九一号)
同(遠藤利明君紹介)(第二〇九二号)
同(大前繁雄君紹介)(第二〇九三号)
同(金田英行君紹介)(第二〇九四号)
同(小林千代美君紹介)(第二〇九五号)
同(五島正規君紹介)(第二〇九六号)
同(近藤洋介君紹介)(第二〇九七号)
同(津島雄二君紹介)(第二〇九八号)
同(東門美津子君紹介)(第二〇九九号)
同(横路孝弘君紹介)(第二一〇〇号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇一号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇二号)
同(江田康幸君紹介)(第二一〇三号)
同(川上義博君紹介)(第二一〇四号)
同(木村勉君紹介)(第二一〇五号)
同(佐々木秀典君紹介)(第二一〇六号)
同(柳松卓治君紹介)(第二一〇七号)
同(渡辺具能君紹介)(第二一〇八号)
同(視覚障害者のための職場介助者制度の適用期間延長に関する請願(北川知克君紹介)(第一九八四号))
同(長勢甚遠君紹介)(第一九八五号)
同(水島広子君紹介)(第一九八六号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九八七号)
同(古屋範子君紹介)(第一九八八号)
同(米澤隆君紹介)(第一九八九号)
同(阿部知子君紹介)(第二〇九〇号)
同(厚生年金病院等の公的施設としての存続・充実に関する請願(田中慶秋君紹介)(第一九九〇号))
同(山本喜代宏君紹介)(第一九九一号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九九二号)
同(山井和則君紹介)(第二〇九三号)
同(横光克彦君紹介)(第二〇九四号)
同(遠藤利明君紹介)(第二〇九五号)
同(大前繁雄君紹介)(第二〇九六号)
同(金田英行君紹介)(第二〇九七号)
同(小林千代美君紹介)(第二〇九八号)
同(五島正規君紹介)(第二〇九九号)
同(近藤洋介君紹介)(第二一〇〇号)
同(津島雄二君紹介)(第二一〇一号)
同(東門美津子君紹介)(第二一〇二号)
同(横路孝弘君紹介)(第二一〇三号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇四号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇五号)
同(江田康幸君紹介)(第二一〇六号)
同(川上義博君紹介)(第二一〇七号)
同(木村勉君紹介)(第二一〇八号)
同(佐々木秀典君紹介)(第二一〇九号)
同(柳松卓治君紹介)(第二一〇一号)
同(渡辺具能君紹介)(第二一〇二号)
同(視覚障害者のための職場介助者制度の適用期間延長に関する請願(北川知克君紹介)(第一九八四号))
同(長勢甚遠君紹介)(第一九八五号)
同(水島広子君紹介)(第一九八六号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九八七号)
同(古屋範子君紹介)(第一九八八号)
同(米澤隆君紹介)(第一九八九号)
同(阿部知子君紹介)(第二〇九〇号)
同(厚生年金病院等の公的施設としての存続・充実に関する請願(田中慶秋君紹介)(第一九九〇号))
同(山本喜代宏君紹介)(第一九九一号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九九二号)
同(山井和則君紹介)(第二〇九三号)
同(横光克彦君紹介)(第二〇九四号)
同(遠藤利明君紹介)(第二〇九五号)
同(大前繁雄君紹介)(第二〇九六号)
同(金田英行君紹介)(第二〇九七号)
同(小林千代美君紹介)(第二〇九八号)
同(五島正規君紹介)(第二〇九九号)
同(近藤洋介君紹介)(第二一〇〇号)
同(津島雄二君紹介)(第二一〇一号)
同(東門美津子君紹介)(第二一〇二号)
同(横路孝弘君紹介)(第二一〇三号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇四号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇五号)
同(江田康幸君紹介)(第二一〇六号)
同(川上義博君紹介)(第二一〇七号)
同(木村勉君紹介)(第二一〇八号)
同(佐々木秀典君紹介)(第二一〇九号)
同(柳松卓治君紹介)(第二一〇一号)
同(渡辺具能君紹介)(第二一〇二号)
同(視覚障害者のための職場介助者制度の適用期間延長に関する請願(北川知克君紹介)(第一九八四号))
同(長勢甚遠君紹介)(第一九八五号)
同(水島広子君紹介)(第一九八六号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九八七号)
同(古屋範子君紹介)(第一九八八号)
同(米澤隆君紹介)(第一九八九号)
同(阿部知子君紹介)(第二〇九〇号)
同(厚生年金病院等の公的施設としての存続・充実に関する請願(田中慶秋君紹介)(第一九九〇号))
同(山本喜代宏君紹介)(第一九九一号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九九二号)
同(山井和則君紹介)(第二〇九三号)
同(横光克彦君紹介)(第二〇九四号)
同(遠藤利明君紹介)(第二〇九五号)
同(大前繁雄君紹介)(第二〇九六号)
同(金田英行君紹介)(第二〇九七号)
同(小林千代美君紹介)(第二〇九八号)
同(五島正規君紹介)(第二〇九九号)
同(近藤洋介君紹介)(第二一〇〇号)
同(津島雄二君紹介)(第二一〇一号)
同(東門美津子君紹介)(第二一〇二号)
同(横路孝弘君紹介)(第二一〇三号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇四号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇五号)
同(江田康幸君紹介)(第二一〇六号)
同(川上義博君紹介)(第二一〇七号)
同(木村勉君紹介)(第二一〇八号)
同(佐々木秀典君紹介)(第二一〇九号)
同(柳松卓治君紹介)(第二一〇一号)
同(渡辺具能君紹介)(第二一〇二号)
同(視覚障害者のための職場介助者制度の適用期間延長に関する請願(北川知克君紹介)(第一九八四号))
同(長勢甚遠君紹介)(第一九八五号)
同(水島広子君紹介)(第一九八六号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九八七号)
同(古屋範子君紹介)(第一九八八号)
同(米澤隆君紹介)(第一九八九号)
同(阿部知子君紹介)(第二〇九〇号)
同(厚生年金病院等の公的施設としての存続・充実に関する請願(田中慶秋君紹介)(第一九九〇号))
同(山本喜代宏君紹介)(第一九九一号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九九二号)
同(山井和則君紹介)(第二〇九三号)
同(横光克彦君紹介)(第二〇九四号)
同(遠藤利明君紹介)(第二〇九五号)
同(大前繁雄君紹介)(第二〇九六号)
同(金田英行君紹介)(第二〇九七号)
同(小林千代美君紹介)(第二〇九八号)
同(五島正規君紹介)(第二〇九九号)
同(近藤洋介君紹介)(第二一〇〇号)
同(津島雄二君紹介)(第二一〇一号)
同(東門美津子君紹介)(第二一〇二号)
同(横路孝弘君紹介)(第二一〇三号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇四号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇五号)
同(江田康幸君紹介)(第二一〇六号)
同(川上義博君紹介)(第二一〇七号)
同(木村勉君紹介)(第二一〇八号)
同(佐々木秀典君紹介)(第二一〇九号)
同(柳松卓治君紹介)(第二一〇一号)
同(渡辺具能君紹介)(第二一〇二号)
同(視覚障害者のための職場介助者制度の適用期間延長に関する請願(北川知克君紹介)(第一九八四号))
同(長勢甚遠君紹介)(第一九八五号)
同(水島広子君紹介)(第一九八六号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九八七号)
同(古屋範子君紹介)(第一九八八号)
同(米澤隆君紹介)(第一九八九号)
同(阿部知子君紹介)(第二〇九〇号)
同(厚生年金病院等の公的施設としての存続・充実に関する請願(田中慶秋君紹介)(第一九九〇号))
同(山本喜代宏君紹介)(第一九九一号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九九二号)
同(山井和則君紹介)(第二〇九三号)
同(横光克彦君紹介)(第二〇九四号)
同(遠藤利明君紹介)(第二〇九五号)
同(大前繁雄君紹介)(第二〇九六号)
同(金田英行君紹介)(第二〇九七号)
同(小林千代美君紹介)(第二〇九八号)
同(五島正規君紹介)(第二〇九九号)
同(近藤洋介君紹介)(第二一〇〇号)
同(津島雄二君紹介)(第二一〇一号)
同(東門美津子君紹介)(第二一〇二号)
同(横路孝弘君紹介)(第二一〇三号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇四号)
同(阿部知子君紹介)(第二一〇五号)
同(江田康幸君紹介)(第二一〇六号)
同(川上義博君紹介)(第二一〇七号)
同(木村勉君紹介)(第二一〇八号)
同(佐々木秀典君紹介)(第二一〇九号)
同(柳松卓治君紹介)(第二一〇一号)
同(渡辺具能君紹介)(第二一〇二号)
同(視覚障害者のための職場介助者制度の適用期間延長に関する請願(北川知克君紹介)(第一九八四号))
同(長勢甚遠君紹介)(第一九八五号)
同(水島広子君紹介)(第一九八六号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九八七号)
同(古屋範子君紹介)(第一九八八号)
同(米澤隆君紹介)(第一九八九号)
同(阿部知子君紹介)(第二〇九〇号)
同(厚生年金病院等の公的施設としての存続・充実に関する請願(田中慶秋君紹介)(第一九九〇号))
同(山本喜代宏君紹介)(第一九九一号)
同(柁屋敬悟君紹介)(第一九九二号)
同(山井和則君紹介)(第二〇九三号)
同(横光克彦君紹介)(第二〇九四号)
同(遠藤利明君

同(武田良太郎君紹介)(第二〇三九号)
同(武正公一君紹介)(第二〇四〇号)
同(橋本太郎君紹介)(第二〇四一号)
同(谷川弥一君紹介)(第二〇四二号)
同(中馬弘毅君紹介)(第二〇四三号)
同(津島恭一君紹介)(第二〇四四号)
同(中川正春君紹介)(第二〇四五号)
同(中村正三郎君紹介)(第二〇四六号)
同(中山太郎君紹介)(第二〇四七号)
同(永田寿康君紹介)(第二〇四八号)
同(長浜博行君紹介)(第二〇四九号)
同(橋崎欣弥君紹介)(第二〇五〇号)
同(根本匠君紹介)(第二〇五一号)
同(羽田孜君紹介)(第二〇五二号)
同(計屋圭宏君紹介)(第二〇五三号)
同(馳浩君紹介)(第二〇五四号)
同(平岡秀夫君紹介)(第二〇五五号)
同(平田耕一君紹介)(第二〇五六号)
同(藤田一枝君紹介)(第二〇五七号)
同(藤村修君紹介)(第二〇五八号)
同(古川慎久君紹介)(第二〇五九号)
同(保利耕輔君紹介)(第二〇六〇号)
同(細川律夫君紹介)(第二〇六一号)
同(堀込征雄君紹介)(第二〇六二号)
同(馬淵澄夫君紹介)(第二〇六三号)
同(前原誠司君紹介)(第二〇六四号)
同(牧野聖修君紹介)(第二〇六五号)
同(増子輝彦君紹介)(第二〇六六号)
同(増田敏男君紹介)(第二〇六七号)
同(柳屋敬悟君紹介)(第二〇六八号)
同(松野信夫君紹介)(第二〇六九号)
同(松本龍君紹介)(第二〇七〇号)
同(丸谷佳織君紹介)(第二〇七一号)
同(武藤嘉文君紹介)(第二〇七二号)
同(村井仁君紹介)(第二〇七三号)
同(森山眞弓君紹介)(第二〇七四号)
同(山口泰明君紹介)(第二〇七五号)
同(山下貴史君紹介)(第二〇七六号)
同(山井和則君紹介)(第二〇七七号)

同(山本拓君紹介)(第二〇七八号)
同(横光克彦君紹介)(第二〇七九号)
同(吉田泉君紹介)(第二〇八〇号)
同(阿久津幸彦君紹介)(第二〇八二号)
同(伊藤忠治君紹介)(第二〇八三号)
同(石毛鏡子君紹介)(第二〇八四号)
同(岩永肇一君紹介)(第二〇八五号)
同(宇野治君紹介)(第二〇八六号)
同(小野晋也君紹介)(第二〇八七号)
同(大野松茂君紹介)(第二〇八八号)
同(大前繁雄君紹介)(第二〇八九号)
同(太田昭宏君紹介)(第二〇九〇号)
同(岡本芳郎君紹介)(第二〇九一号)
同(奥村展三君紹介)(第二〇九二号)
同(梶原康弘君紹介)(第二〇九三号)
同(金子恭之君紹介)(第二〇九四号)
同(金田英行君紹介)(第二〇九五号)
同(小西理君紹介)(第二〇九六号)
同(小林憲司君紹介)(第二〇九七号)
同(小林千代美君紹介)(第二〇九八号)
同(近藤基彦君紹介)(第二〇九九号)
同(近藤洋介君紹介)(第二一〇〇号)
同(佐藤謙一郎君紹介)(第二一〇一号)
同(坂本哲志君紹介)(第二一〇二号)
同(美川幸夫君紹介)(第二一〇三号)
同(島田久君紹介)(第二一〇四号)
同(首藤信彦君紹介)(第二一〇五号)
同(砂田圭佑君紹介)(第二一〇六号)
同(高木陽介君紹介)(第二一〇七号)
同(達増拓也君紹介)(第二一〇八号)
同(玉置一弥君紹介)(第二一〇九号)
同(津島雄二君紹介)(第二一一〇号)
同(津村啓介君紹介)(第二一一一号)
同(寺田学君紹介)(第二一一二号)
同(土井たか子君紹介)(第二一一三号)
同(土肥隆一君紹介)(第二一一四号)
同(東門美津子君紹介)(第二一一五号)
同(中谷元君紹介)(第二一一六号)
同(西野あきら君紹介)(第二一一七号)

同(西村智奈美君紹介)(第二一七八号)
同(野田毅君紹介)(第二一七九号)
同(萩野浩基君紹介)(第二一八〇号)
同(秋山教蔵君紹介)(第二一八一号)
同(鳩山由紀夫君紹介)(第二一八二号)
同(浜田靖一君紹介)(第二一八三号)
同(平井卓也君紹介)(第二一八四号)
同(平野博文君紹介)(第二一八五号)
同(前田雄吉君紹介)(第二一八六号)
同(増原義剛君紹介)(第二一八七号)
同(松野頼久君紹介)(第二一八八号)
同(松本大輔君紹介)(第二一八九号)
同(外一件(三井雄雄君紹介)(第二一九〇号)
同(山岡賢次君紹介)(第二一九一号)
同(横路孝弘君紹介)(第二一九二号)
同(米澤隆君紹介)(第二一九三号)
同(阿部知子君紹介)(第二一九四号)
同(秋葉賢也君紹介)(第二一九五号)
同(甘利明君紹介)(第二一九六号)
同(井上喜一君紹介)(第二一九七号)
同(江崎洋一郎君紹介)(第二一九八号)
同(江田康幸君紹介)(第二一九九号)
同(江藤拓君紹介)(第二二〇〇号)
同(小淵優子君紹介)(第二二〇一号)
同(大島章宏君紹介)(第二二〇二号)
同(奥田建君紹介)(第二二〇三号)
同(川上義博君紹介)(第二二〇四号)
同(木村義雄君紹介)(第二二〇五号)
同(北橋健治君紹介)(第二二〇六号)
同(熊代昭彦君紹介)(第二二〇七号)
同(小泉龍司君紹介)(第二二〇八号)
同(古賀誠君紹介)(第二二〇九号)
同(近藤昭一君紹介)(第二二一〇号)
同(近藤木秀典君紹介)(第二二一一号)
同(佐田玄一郎君紹介)(第二二一二号)
同(佐藤鍊君紹介)(第二二一三号)
同(斎藤斗志二君紹介)(第二二一四号)
同(自見庄三郎君紹介)(第二二一五号)
同(篠原孝君紹介)(第二二一六号)

同(神風英男君紹介)(第二二五〇号)
同(田村謙治君紹介)(第二二五一号)
同(高木美智代君紹介)(第二二五二号)
同(竹下亘君紹介)(第二二五三号)
同(谷畑孝君紹介)(第二二五四号)
同(辻恵君紹介)(第二二五五号)
同(寺田稔君紹介)(第二二五六号)
同(中村哲治君紹介)(第二二五七号)
同(蓮実進君紹介)(第二二五八号)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第二二五九号)
同(平沼超夫君紹介)(第二二六〇号)
同(藤井孝男君紹介)(第二二六一号)
同(藤井裕久君紹介)(第二二六二号)
同(古屋範子君紹介)(第二二六三号)
同(松崎哲久君紹介)(第二二六四号)
同(松野信夫君紹介)(第二二六五号)
同(松宮勲君紹介)(第二二六六号)
同(松本剛明君紹介)(第二二六七号)
同(宮路和明君紹介)(第二二六八号)
同(保岡興治君紹介)(第二二六九号)
同(柳本卓治君紹介)(第二二七〇号)
同(山田正彦君紹介)(第二二七一号)
厚生年金病院・同保養ホームの公的施設としての存続に関する請願(米澤隆君紹介)(第二二二四号)
カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願(石田勝之君紹介)(第二二二五号)
同(谷川弥一君紹介)(第二二二六号)
じん肺根絶に関する請願(阿部知子君紹介)(第二二二七号)
マッサージ診療報酬の適正な引き上げ等に関する請願(阿部知子君紹介)(第二二二八号)
同(谷川弥一君紹介)(第二二二九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

法案(内閣提出第六二号)(参議院送付)

○鴨下委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省医政局長岩尾総一郎君、健康局長田中慶司君、年金局長渡辺芳樹君、社会保険庁長官村瀬清司君、社会保険庁次長小林和弘君、社会保険庁運営部長青柳親房君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鴨下委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石崎岳君。

○石崎委員 おはようございます。自由民主党の石崎岳でございます。

きょうは、年金福祉施設を整理、売却するための独立行政法人を設立しようとする法案の質疑ということでございます。

きょう、ちよつとこのペーパーを持ってまいりましたが、これは自由民主党の「年金資金運用・福祉施設改革推進ワーキンググループとりまとめ」という平成十六年二月二十七日付の文書であります。当時の自民党の厚生労働部会長は尾辻大臣でございました。大臣のもとで、こういう取りまとめを行いました。

これは十五年の末から十六年の二月にかけて十回議論が行われたわけでございまして、当時の空気が、世論、年金改革の大前提としては年金保険料のむだ遣いというのは排除しなければならぬ、こういう大変強い世論と党内の空気がありまして、それに基づいていろいろな議論が行われまし

た。

テーマとしては、グリーンピアの問題、それから年金の住宅資金融資の問題、年金の資金運用の問題、そしてきょうのテーマであります年金の福祉施設の問題、この四つの問題について大変しっかりとした方向性を打ち出した報告書でございます。それを受けて、三月十日には与党合意もなされ、それを受けてこの法案が提出されたという経緯でございます。

大臣は、当時の部会長として、責任者であったわけでありまして、この報告書を取りまとめた当時の部会長としてのそのときのお気持ち、これを改めてお聞きしたいと思っております。

○尾辻国務大臣 さきの年金制度改革に伴いました年金の保険料を財源として行われてまいりましたところの福祉施設事業に対して、貴重な保険料財源の使い方として大変厳しい批判がございました。

また、そうした御批判を背景にいたしまして、今お話しいただきましたけれども、自民党におきましても、年金福祉施設等について、今後は福祉施設整備には新たに年金保険料を投入しないということを明確にした上で、早急に抜本的な整理合理化、売却を進めるという方針が示されたものでございます。今お示しいただいたとおりでございます。

そして私は、当時、自民党の厚生労働部会長を務めておりましたけれども、こうした方針というのは国民の年金制度への信頼を確保するためには不可欠なものであるというふうに認識をしておりました。

○石崎委員 この問題について、このとき初めてこうした問題が浮上したのではなくて、第二臨調以来、こうした公的施設等々の問題点、年金保険料の使い方の問題点、こういったことはそれ以前にもしばしば指摘をされてきた、あるいは問題化されてきたというふうに聞いております。

しかし、その後、あるいは地元の要請、政治的な要請、いろいろな経緯、経過があつて、今日、

こういう年金施設の姿になってきた。また、施設がふえていく、増殖をする、そのこと自体が自己目的化してしまつたり、あるいは採算性への配慮というものが欠ける、あるいは公的な枠組みの中で採算性というものが度外視される、そういう問題点がしばしば指摘をされてきた。それは、今いろいろな指摘されている社会保険庁が抱えるいろいろな問題点に通ずる、あるいはそれを象徴するような、そういう部分があると私は思っております。

そういった意味で、問題点がしばしばこれまでも、過去にも指摘されたのに改革を怠つてきた、あるいは、今回、この整理合理化という方針を出すのがそもそも遅過ぎたんじゃないか、そういう気がするわけであります。これは私だけではないと思ひますけれども、この点について大臣はどうお考えでしょうか。

○尾辻国務大臣 そうした面につきましては、現在、検証会議において、年金福祉還元事業の実施経緯でありますとかあり方の検証を行つていただいておりますのでございまして、御指摘の点についての厳密な評価については、その検証を待たなければならぬと考えております。

しかしながら、現時点におきます私の率直な気持ちを申し上げますと、社会保険庁は、社会の環境及び国民のニーズの変化に敏感に反応する能力に欠けていたと考えますし、そうしたことについて十分反省をしなきゃならないというふうに考えます。そうした反省の上に立つて、年金福祉施設等の整理合理化に取り組んでいかなければならないと考えております。

○石崎委員 今大臣が検証会議ということにお触れになりましたけれども、昨年の九月から、年金福祉還元事業に関する検証会議というものが大臣のもとで設置されて議論を進められている。これと夏ぐらいに結論を出すというふうに聞いております。その検証会議の検討事項の中には、今ありました年金福祉事業に対する評価ですとか、今後の厚生労働行政の政策決定のあり方をどのよう

に見直すべきかというような検討事項の視点が盛り込まれているというふうに聞いております。ですから、今大臣がお触れになったように、検証会議の場においてどういう検証結果が出るかということも、厚生労働省の今後の政策決定については非常に重要な要素であり、そのために検証会議を設けて意見を聞いているというふうに思ひます。

しかし、その検証会議の結論がまだ出ないうちに、今この独立行政法人の法案を出し、一つの方性を決め、今作業をもう既に開始をしようとしている。そのことの問題について検証会議で今議論をして意見を聞いているのに、方向性としては一つの流れとして走り出しているというこの整合性、政策的な整合性、厚生労働省としての物事の進め方の順序や整合性、これに少し前後の問題点がありはしないか。せっかく検証会議をつくつて意見を聞いているのに、その結論が出る前にこうやつてもう走り出しているというこの整合性に問題点はないでしょうか。

○尾辻国務大臣 検証会議と申しておりますが、正確には年金福祉還元事業に関する検証会議でございます。ここは年金福祉施設事業の実施経緯などに関して検証をいたしまして、その結果を踏まえて事業の総括的な評価を行うものでございます。これによって年金福祉施設事業を再開することは考えておりません。

したがいまして、今回の整理合理化はまた着々と進めさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○石崎委員 年金福祉施設事業は、いろいろな歴史的な経緯、経過があつたとか、これは例えば地元から大変強い要望があつたとか、あるいは我々政治家自身も、つくつてくれつくつてくれというふうにお願ひをするとか、あるいは役所の中のいろいろな絡み、例えばOBの絡みもあるかもしれない、いろいろな要素が絡み合った形で今日こういう形になってきているんだというふうに思ひますから、これ

は我々全体の責任として、じゃ、これからどうするか、どういふあり方が年金財政にとっていいかということ、年金福祉施設が果たしてきた役割というものをどうとらえて、それを今後どうするかという視点、国民に対する福祉という視点、これを忘れてしまったのでは、やはり厚生労働行政ではなくなってしまうから、そういう両方の問題を考えていかなければならないというふうには私は思います。

ここで、やはりちよつと考え方を整理しなければならぬ。この法案あるいは年金福祉施設に対する考え方全体について整理をしたいと思いますが、まず見直し、この年金福祉施設を見直す、あり方を見直す、これはもう当然であり、遅きに失したというふうには私は思います。

それから、年金財源、保険料を新たな整備に投下しない、これも方向としては当然のことであると私は思います。それから、もう時代に合わないとか必要がない、あるいは民間で代替できるような事業、これは当然もうやめるべきである、そう私は思います。

そして、すべての施設を譲渡、売却するという一つの方針であるわけなんですけれども、この譲渡、売却するという方針も私はいいと思いが、じゃ、それぞれの個々の年金福祉施設が持っている、果たしてきた役割というのを全部なくすということが正しい方向なのかどうかということ、ここで考え方を整理しなければならぬと思いが、譲渡、売却して、社会保険庁が、国が全部やるという方向でなくてもいいと思うんだけれども、これまで果たしてきた年金福祉施設の役割がゼロになる、すべてその役割をなくしてしまうという方向の政策をとるのかどうかということでございます。

ですから、今の年金福祉施設あるいは事業の役割がもうなくなってしまったのかどうか、完全に不必要な事業なのか。年金財政から見て、譲渡する、売却するという行為はもろろん当然のことであり、それ、その事業自体がもう要らない

のかどうか、オール・オア・ナッシングという議論なのかどうかという考えの整理をしなければならぬというふうには思います。

ですから、一つ一つの施設あるいは事業に着目をして、この事業がどうなのか、評価がどうなのか、あるいは今後どうすべきなのかというのを一つ一つ分析して吟味した上で一つの結論を出しているのか、十把一からげで、もう売ってしまうという議論なのか。一つ一つ、いや、これは国としてはやらないけれども事業としては必要性があるというふうな、例えばそういう事業分析というのをやった上での提案なのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○青柳政府参考人 すべての事業の必要性がなくなったというふうには私どもはこの件について考えておるわけではございません。

しかしながら、今回の年金福祉施設等の見直しは、御承知いただいておりますように、近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、あるいは施設を取り巻く社会環境、そして国民のニーズの変化というものを踏まえまして、今後、年金保険料を年金の福祉施設等に投入しないこととするということに加えて、年金資金等への損失を最小化するという観点から、例外なく年金福祉施設等の廃止、譲渡を行うということとしたものでございます。

したがって、例えば病院機能の公益性でありますとか、あるいは健康管理センターなど医療施設の中心的な機能、そして老人ホームにおける入居者の生活の場としての機能、こういった機能につきましましては、それぞれ、例えば譲渡に当たりますともさまざまな配慮をする、あるいはその中心的機能が維持できるということを譲渡条件にするという形で配慮してまいりたいというふうに考えております。

○石崎委員 そうしますと、例えば年金相談事業というの現在各所で行われております。これも年金財源から出ている事業だというふうに思いますが、例えばこの年金相談事業など、今後の年金

福祉事業というのは国ではもうやらないのか、あるいは、今後の年金福祉事業をどういう理念で、どういう形態でやっていくというふうに考えているのか、この点もちよつと確認をしたいと思いがいます。

○青柳政府参考人 年金福祉事業につきましては、これまで、いわゆる箱物としての年金福祉施設の整備、それからこれに関連します委託事業のほかに、今お尋ねのございました年金相談等の業務というのを行っておるわけでございます。

特にこの年金相談等の業務につきましては、今後、年金保険料は年金給付及び年金給付に係る経費以外には充てないという基本的な考え方と整合的に事業を行っていくということが必要であるというふうには考えております。

したがって、国民のニーズに対応して引き続きサービスの確保を図っていくということが必要、特にこの年金相談等につきましては、年金給付に係る事業の経費ということを踏まえまして、今後とも適切にかつ効率的に事業を継続していく必要があるというふうに考えております。

○石崎委員 そのところはぜひしっかりと説明していただいて、年金の財源から何の事業をやるか、どの事業をやるか。年金相談は年金財源からやります。それから、年金事務費もかなりまだ財源との関係で年金財源から出ている。つまり、そのことを、この法案のように一つずつと切つて、年金財源から出しませんという考えを一方で出しながらも、まだ一方でそういうふうな年金財源から出している事業がある。

では、年金財源から引き続き出している事業について、しっかりと説明責任を果たす、国民に説明をする。年金のお金を払っている人、受給者、被保険者に、こうこうこういうことでの事業は年金財源から出します、こっちはもうやめましたということをしっかりとわかってもらう、理解してもらおう、そういうことが今の段階では非常に大事ではないかな。そういう区分けをしっかりと国との立場として果たしていくことが大事

ではないかというふうに思います。

今回こういう法案が出て、私の地元でも、非常に大変な憂慮、不安、我が町の施設はどうなるんだといういろいろな声が私のところにも大変多く寄せられております。つまり、どうなるかわからない、どうなってしまうのかわからない、そういう不安が大変、これは、その関係者だけではなくて、そこに住んでいる方々、それを利用してはいる方々、そういう方々から不安の声が寄せられて、既にいろいろな要請活動、働きかけというような運動化している部分もございいます。

私の北海道の例でちよつと申し上げますと、例えば登別に厚生年金病院がございいます。北海道ではただ一つの厚生年金病院でございいます。登別市ではただ一つの総合病院であり、ただ一つの救急病院であるということで、登別市内に限らず、その地域にとつては大変大事な、地域住民の生命、健康にとつては非常に大事な役割を現在果たしている大きな病院であるということでございます。

今回の一つの方針では、厚生年金病院については地域の声というのを大事にしながら対応しようという方針を打ち出しておりますけれども、じゃ、その先どうなるのかということについて大変住民の方々が心配をしておられる。十万人という存続署名が集まったということでございます。つまり、今回の方針では病院の機能は存続するために十分配慮をしますという方向性は打ち出されているんだけれども、じゃ、その後、地元で買ってくださいというところになったら、今のこの地方の財政事情の中で、例えば登別市があれだけの病院を、はい、買いますというような財政力というものはないやないということでございます。

ですから、十分配慮する、だけれども、その先にある具体的にどう譲渡していくかという道筋、方向性というのがわからない、不透明である、そうすると住民の方々が、じゃ、どうなるのかと心配する、これはもう当然のことだというふうに思いがいます。ですから、その先、つまり、国としても持たないというところはいいかもしれないけれど

も、その先どうなるのかという不安を解消するための方針、方向性、これはこの際しっかりと示していただきたいと思います、いかがでしょうか。

○青柳政府参考人 お尋ねの登別の厚生年金病院についてでございますけれども、登別市長さんからも、市内唯一の公的な病院ということで、必要不可欠である旨の存続要望をいただいているところでございます。

ただいま議員の方からも御紹介がございましたように、地域医療にとつて重要な役割を果たしている厚生年金病院、この譲渡に当たりましては、十分に検証をした上で適切な方法により進めていくということが私どもの基本的考え方でございますが、その際には、地域医療を維持していく上で必要な機能につきまして地方公共団体等と協議をしていくということとしております。

具体的譲渡方法等につきましては、厚生年金病院に關します整理合理化計画をこれから策定することになるわけでございますので、その過程においてきちんと検討してまいりたいというふうに考えております。

○石崎委員 質問の答えは、きちつと検討をしていくという、今その部分だけですから、まだよくわからない。これから計画をつくって、その上でどうするかというのを詰めていくということでありまして、現実問題として非常に難しい問題がある。特に、今、地方の財政事情、財政力というのを考えた場合に、受け皿というものが具体的に想定し得ない。

ですから、かなり臨機応変に、病院としての役割、病院としての機能を維持継続するための方法論というのは、かなり入念に地元と協議をしながら具体的に考えていかないと、これはつまり、厚生労働省としてやってきたこと、その仕事というのがおかしな方向になつてしまふ。国民の生命、健康、そのことを守るためにいろいろやってきたことが

そういう非常に重要な問題でありますので、これから検討するということですが、その検討する過程の中で、より地元と密接に連携をとりながら、具体的にどうしていくか、そこに住む人の健康や生活というものを不安にさらしてまでこの方針を貫徹するというのではなくて、住民の幸せ、健康を守りながら国全体としての年金財政を安定させていく、プラスにしていこうということであれば本末転倒の話になつてしまふので、そのことはぜひしっかりと認識をしていただきたいというふうに思います。これは何も登別とかそういうことじゃなくて、厚生年金病院という、全国で幾つかある中で共通した認識ではないかというふうに私は思います。

病院の方は一つ、この方針の中ではそういう例外措置というのか、例外的な取り扱いをするという方針になつておりますけれども、それ以外にも私のところにいるいろいろな要望が寄せられるんです。例えば、私の地元の札幌市の北海道厚生年金会館という施設がございます。

これは、北海道でも一番大きなホールですけれども、二千三百席を有するホールと宿泊施設と例えばレストラン、そういう複合施設であります。宿泊施設、レストラン、これはもちろん民間で代替できますから、それはもう別に売却してもいいと思ひますが、ホール、これはいろいろコンサートをやったイベントをやったり、札幌の中では大変重要な文化イベントであります。

ここで考えさせられるのは、一般競争入札で売却します、例外なしでやりますという方針の中で、じゃ、そのホールの文化的なインフラのソフト機能というものがどうなるのかというのが、売却した段階でよくわからない。買った人によつては、建物をつぶして更地にしてマンションを建てるかもしれない。その非常に大事なソフト機能、文化機能というものが、売却という方針の中でどういう運命になるのかわからない。そのところに、また地元の方々の大変な不安があるわけでございます。

いや、もうそんな、一々個別の事情なんて聞いていられないよ、全く例外なしに全部売却してしまうんだということの方針でありますけれども、そうすると、その中に、その地域地域、これまで三十年以上もいろいろな文化的な行事をや、そしてその地域にとつては代替し得ない文化施設としての機能を果たしている、そのことがこの今回の方針によつて、全くそういう価値というものをすべてゼロにしてしまふ、そういう方向をとるのかどうかということについて大変懸念を持っています。地元の方が多いわけでございます。

ですから、例えばこの厚生年金会館の場合ですと、地元と十分協議するとか、あるいは地元で優先的に売却するようなスキームを考えると、あるいはその機能を活用するということを前提にした入札という方法をとるとか、一般競争入札でどうなつてしまふかわからないんじゃないかと、ある程度その機能が保持されるような譲渡、売却の方法ということを考えられないかどうかということでございます。

ですから、先ほど病院の件でも申し上げました。病院の件でも、つまり、その病院が果たしてきた保健機能、病院として地域の住民の生命、健康を守るという機能を根こそぎ否定してしまつたのでは、これは厚生労働行政ではないでしょう。それから、これは厚生年金会館のように長年続いてきた文化的な機能、これが、一円でも高く売れればいいということの中で、その文化的な機能というものはゼロにしてしまふということを願うのも、これは厚生労働行政では恐らくないでしょう。

その中で、じゃ、どうするかということについて知恵がないかどうか、大臣として何かお考えがないかどうか、そのことをお聞きしたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 地域におきまして長年にわたり住民の手で形づくられてまいりましたさまざまな文化活動は、地域の貴重な財産であるというふうな考えます。今改めて、議員のお話を伺いながら、

北海道厚生年金会館がこれまで果たしたような、文化活動の拠点として北海道の文化を支えてきたことについて、認識も新たにさせていただきました。

そういうことをよく聞かせていただいて、さらに申し上げますと、これは冒頭に御質問もいただきましたけれども、社会保険庁をめぐる大変大きな御批判、厳しい御批判がありまして、その御批判は幾つもあるんですが、そのうちのひとつが、こうした福祉施設を持つておる、それがむだなことではないかということでございます。どうして社会保険庁に対する信頼を回復しないと年金そのものに対する信頼まで揺らいでしまふ、私どもとしては何とかして国民の皆様方の年金に対する不信をぬぐつて信頼を勝ち取りたい、そういう思いの前に、一遍社会保険庁が身ざれいになる、福祉施設というようなものを全部売却して身ざれいになるということがどうしても必要なことではないかと判断したところでございます。

そういうことで、私どもも一種のジレンマの中で悩みましたが、事実でございますけれども、やはり、与党の方針にも従ひまして、年金資金等の損失の最小化を図るという考え方に立つて、今、原則一般競争入札により譲渡するというふうに申し上げておることを御理解もいただきたく存じます。

ただ、それはそれで原則でございますので、年金福祉施設の持ちます、今お話しいただきましたような文化的な価値というのは極めて大きい場合もございまして、そうしたケースにおきましては、地元の地方自治体ともよく御相談申し上げまして、地域の文化の拠点として残したいという御意向をどのように反映できるか、私どもも検討してまいりたいと思ひます。

○石崎委員 ぜひ、地元の方々と協議をして、そういう道というのを探つていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、年金福祉施設、いろいろな問題があつて、その事業に年金の

財源を充てるということを遮断するということは当然のこと、これは徹底してやるべきであるというふうに思いますが、そのそれぞれの事業が果たしてきた役割がゼロになったかどうかというのはまた別の問題として、その事業がこれから社会の中で必要な事業であるのであればその事業をスムーズに継承できるような、その事業が社会の中での存在意義があるのであればそれが存続し継承できるような対応というのを考えないと、今まで果たしてきた役割というのがゼロだ、オール・オア・ナッシングの議論になってしまう、そのことを心配しているということでございますので、ぜひとも御検討をいただきたいと思っております。

それから、この独立行政法人でございますが、およそ三百億円のコストをかけて五年間で施設を売却していくということでありますが、費用対効果という面で、そこまで独立した組織をつくって三百億かけてやって、その費用対効果はどうなのかという心配もありますし、何よりも、人材が確保されなければ売却というのがスムーズに進まないだろう。人材の面、五年間だけちよつと働いて来てくれよということとそれだけのスペシャルな人材が集まるのかどうか、ちよつと心配であります。短く、その点について確認したいと思っております。

○青柳政府参考人 機構の費用対効果、あるいは人材の確保という点についてお尋ねをいただきます。

そもそも、今回の整理合理化におきましては、御承知のように、三百を超える数多くの施設を対象としておりますので、こういった多くの施設を集約した効率的に売却するという観点からは、理事長や職員を民間から登用して、民間の知見を最大限活用できる専門の組織が必要ではないか、しかし、国としては大臣の監督下でそういった民間の専門的知見を活用しながら厳格に評価を行っていくという形の、すなわち独立行政法人という形がその意味でも最も望ましいという判断をしたものでございます。

また、人材の確保につきましては、理事長の方については民間から専門的な方を登用するというところで考えております。具体的な確保の仕方については、今後理事長に就任される予定の方と相談をした上で進めることになっておりますが、イメージとしては、例えば、民間企業からの出向、あるいは公募による採用、既に民間企業を退職した経験者の採用、こういった方々を念頭に置きつつ、信託銀行あるいは不動産コンサルタント会社等において不動産の取引や不動産信託の経験を有する方など、さまざまな業界においてこういった不動産取引に関する経験、知識を有する方を採用するといったようなことを具体的に念頭に置きながら、その確保に努めたいと考えております。

○石崎委員 まだ質問を準備しておりましたが、時間がなくなりましたので、終わります。ありがとうございました。

○鴨下委員長 次に、米澤隆君。

○米澤委員 ただいま提案されております法律について若干質問をしたいと思っております。

薄っぺらな参考資料の冒頭から入りますが、ここには「国においては、これまで、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、年金福祉施設等を設置してまいりましたが、厳しい年金財政の状況及び社会経済状況の変化等を踏まえ、その整理合理化を進めること」ということになっております。これは、素直に読めば、年金福祉施設等 नामをかりて年金財政から垂れ流しの投資はしない、これから遮断していく、そういうふうには読めます。

が、社会経済状況の変化等を踏まえ整理合理化を図る、この流れがちよつとわかりかねますから、説明してください。

○青柳政府参考人 ただいま、私どもの提案理由説明の中から御引用されて説明を求められたものというふうに認識しております。

「厳しい年金財政の状況」という点については、これは御承知いただけるかと思いますが、現に、厚生年金も含めて単年度の収支が赤字という

ことで、平成十七年度は積立金を取り崩すという予算を組まなければならないというような状況、これを「厳しい年金財政の状況」というふうに御認識をいただければと存じます。

また、「社会経済状況の変化」と申しますものについては、さまざまな要素を考慮することができ、年金の福祉施設という形で被保険者の方々の福祉の増進を図るという必要性が、かつてこういったレジャー施設等が少なかった昭和三十年代、四十年代に比べて今日は民間の施設が大変ふえておるので、これはやはり状況が変わっておるだろうというふうなことも一般的には言えるかと思えます。

また、病院等につきましても、最初のころは、例えば障害年金の受給者の方に対して適切な整形等が必要であつたわけですが、これは医療施設のさまざまな充実によりましてその必要性というものが大いに変質しておるというようなことがございます。こういったことを総合的に表現したとして「社会経済状況の変化」というような一つのフレーズを使わせていただいたというふうに御理解いただきたいと存じます。

○米澤委員 今の御説明を聞いておりますと、何か、素直にわかつてくださるのが当然でしょうというふうな言い方にしか聞こえません。

なぜこの法案が出てきたのか。この法案が出てきた背景は何があるんですか。もつと反省しなきゃならぬのじゃないですか。自分たちがいいかげんなことをして、こんなものをみんな廃止して地元の住民に迷惑をかける。これでおしまいだというような法律は絶対だめですよ、こんなものは。基本的に、なっております。

○青柳政府参考人 大変失礼をいたしました。今回の法律案を提案させていただきました背景には、先ほど大臣からも御説明がございましたように、年金制度に対する不信あるいは不安といったものの一部をなす背景といたしまして、社会保

険の事業のやり方についてのさまざまな御批判、あるいはそれについての不満、こういったことを私どもとして真摯に受けとめまして、そういった声をいけば背景といたしまして今回の法案を提出させていただいたという事情がございます。

○米澤委員 こういう流れになったのは、年金制度に対する不信とか保険料のむだ遣いとか、ましてや厚労省や社会保険庁に対する怒り、そういうものが背景にだあつとあります。そういうものが国民にあるからといって、こういうふうにして排除していくことが国民の声にこたえる道だと思っておる理屈がわからぬ。

本当に反省し、または正してもらわねばならぬのは、もつと年金に対する信用を深めてほしい、社会保険庁は余りいいかげんなことはしないほしい。次から次に累次の不祥事件が起こって、それが国民の声を荒げ、最終的には天の声として、こんなのはぶつぷせという話になった。だから、この話は、有識者懇が扱っておる、社会保険庁をどうするかという問題と別の問題なんですね。

そういうことを考えますと、何も、病院をつぶしたり、いろいろな何かホームをつぶしたり、こんなのは全然国民の声じゃないでしょう。国民の声は、残せでしょう。おれらが言っておるのは、役人の方はもつとまじめにやってくれと。そういうこともできずに何だという声はあつても、この社会保険病院をつぶしてくださいなんという声は一つでもありましたか、大臣。

○尾辻国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、私どもは、まず、年金に対するこの不信を解消して、年金に対する信頼をもう一度勝ち取りたい、それが一番大きな、我々が今考えておるものでございます。そのために、社会保険庁に対する大変な御批判もありますし、これまた不信もございまして、まず、社会保険庁がしっかりと生まれ変わって信頼を取り戻さなきゃいけない、そこから始めなきゃいけないというふうに考えております。そこで、今お話しいただきましたように、

社会保険庁をどうするかという有識者会議のお答えもいただきましたので、さらに今後私どもは具体的にその作業を進めていきたいと存じております。

そうした中で、この社会保険庁が持つておりました福祉施設と言われるものをどうするか、いろいろな御議論がございました。今先生のお話のようなお話もなかったわけではないんですが、私も理解しましたのは、全部きれいに譲渡して、まず身ぎれいになれというふうなお声だったというふうに判断したものですから、その方向で今作業を進めておる、こういうことでございます。

○米澤委員 調査室のつくった資料を見ておると、今からあなた方がつぶそうというものが、歴史的にどういう理由で、あるいは厚生省の福祉政策の推進のために拠点としてこういうものをつくりたいと、涙が出るほど努力しながらつくった施設ですね。何とかピアとか、気に入らぬ言葉がたくさんありますが、厚生年金病院にしても、年金会館にしても、老人ホームにしても、スポーツセンターにしても、休暇センターにしても、サンピアにしても、保養ホーム、サントール、健康保養センター、年金会館、健康センター、総合健康センター、社会保険センター、社会保険健康センター等々、長い歴史の中で、こういうものをつくってこそ初めて国民年金に入っている方々あるいはOBの方々に対するサービスだ、そしてそれがまた厚生行政の推進に非常役立つということで、苦勞をさんざんしながらできたものですね。だから、これは相当な先輩連中の汗も入っている。

こういうものをこの時点において、社会保険庁の不祥事等があつてこれではどうも締まりがつかぬということで、今度はこつちまでつぶした方がいいなんという発想は、厚生行政の福祉政策を捨てるといふことだよ、放棄すること。

のはつくらないといったら、あなた方の行政の範囲はぐつと狭まるんだね。こんなのをなくしてしまつたら人間は要らなくなるんじゃないの、本当に。本当に特異な、厚生省がやらねばならぬ問題に特化されて、今まで何となく厚生省は福祉の味方だというように人が見ていたものは、みんななくなつてしまふ。何か感じないですか、これではないのか。

○青柳政府参考人 ただいま議員の方から、現在の年金保健福祉施設でさまざまな施設を整備して、これが広い意味で国民の福祉の増進等につながつたという御指摘をいただいたところでございます。確かに、こういった施設がこれまで果たしてきた役割というのは小さくないということは御指摘のとおりかと存じます。

しかしながら、先ほども若干触れましたように、例えば社会保険の病院、厚生年金の病院が、昔、我が国の医療施設が数少なくその充実がおくれていたときに果たしていた役割と、今日のうちに、民間の医療機関が非常に充実してきたときに果たしている役割とは、おのずとその果たしている役割の意味合いも違ってくるのではないかと思います。また、宿泊施設等についても、被保険者の方々のそういったレジャーの機会というものが限られており、またそういった施設が数が必要にも多くなつた時代と、今日のようにさまざまな種類の施設が充実している時代というのは、やはり同じように意味合いは違ってくるのではないだろうか。

その意味におきましては、例えば年金の保険料を使ってこういった施設を引き続きつくるかどうかという点については、私どもはこの機会に、きつかけとして年金への不信感をどうやって払拭するかということであつたかもしれないんですが、白紙の立場で、こういったものが引き続きこういった保険料を充ててつくるべきものかどうかという点を虚心坦懷に考えてみますと、やはりおのずとその結論は出てくるのではないだろうか。したがって、今日でも機能として残すべきもの

については、先ほど来お答えしているように、さまざまな、厚生年金病院の態様でありますとか老人ホームの態様のうちに、その機能が持続できるような工夫をしつつ、それ以外のものについては、こういった年金保険料を充てる、あるいは、そういったものを売却して年金財政の損失の最小化に資するということがむしろ求められているのではないかとこのように認識をしている次第でございます。

○米澤委員 確かに、宿泊施設みたいなものを何で年金財源でつくらねばならぬのかというのは常識的によくわかります。ただ、いろいろな苦勞の末にできてきたこういう福祉施設を一律にみんなつぶすんだ、だめなら廃止だということの乱暴なやり方は、本当に民主的な手法かということです。厚生省には民主的な手法というのはないでしょう。もうここで廃止することを決めたら、新たに福祉施設はつくらないということですね。となれば、厚生年金保険法第七十九条に基づく福祉施設事業は、ほとんど継続する考えはないということですね。継続する考えがなくなったということかな。

と同時に、お聞きしたいのは、この福祉施設事業の是非について本当に議論がなされたのか。ただつぶせばいいよ、一、二、三をやつたら自分たちの責任もここで逃れるよという、そんな発想の方が強かつたのじゃないか。みそもくそもほうり投げて、みんなこれをやつてくれるのだ、どうだ、おれたちはこんなに頑張つておるのだ、反省しておるのだ。これは見せかけの反省ですよ。福祉行政を担当する者として本当にこれでもいいのかという鋭い反省みたいなものがあつたのかどうか、定かではありません。

そこで、先ほどの話に戻りますが、もう七十九条に基づく福祉施設事業は未来永劫にやらない、あなたの方の仕事をやつと狭めた。この福祉施設事業の是非について、どういふ議論がなされたのですか。いいじゃないか、いいじゃないかですか。もし福祉施設事業が継続できないのであれば、そ

れにかわる事業を何か想定していらつしやるのか。また、このことを被保険者や受給者等はどう説明されるのですか。自民党の中でがやがやつてこういう結果が出た、それでこの法律をつくることを内閣が決めた。今までかわつてきた保険者や被保険者や受給者、こういう皆さんに、つぶしますよというのをあなた方はどう説明するのか。一回サンプルで言うてみてください。

○青柳政府参考人 まず、こういった福祉事業について今後どうするのだというお尋ねからお答えをいたしたいと思ひます。

年金の福祉事業につきましては、御承知のように、今御質問のございましたいわゆる箱物の年金福祉施設の整備のほかにも、例えば年金相談等の業務がこれに該当するものとしてこれまで行つてまいりました。これらの事業については、基本的な考え方は、年金保険料は年金の給付及び年金給付に係る経費以外には充てないという考え方でございますので、これに当てはまるものは、逆に言えば福祉事業として継続することになるだろうと思ひます。したがって、具体的には、国民のニーズに対応して引き続きサービスの確保を図つていかなければならない年金相談、こういったものについては、年金給付に係る事業ということで今後とも適切に事業を継続していく必要がありまして、年金福祉事業として実施をさせていただきたいと考えております。

また、事業そのものについての反省といったような形をどういふふうに具体的に進めるのかということにつきましては、先ほども若干お話のございましたいわゆる検証会議という形で、私ども、現在有識者の方々に、年金事業についての経緯を踏まえて、例えばどの時点で判断を誤つたのであろうか、どういふところについて具体的にまづかつた点があつたのであろうかという点を検証していただいております。したがって、私どもは、その検証結果を踏まえていわば総括的な評価というものをきちんと、その総括的な評価の結果は、被保険者や受給者あるいは広く国民の

皆様にもお示しをしまいたいというふうに考えている次第でございます。

○米澤委員　こういう状況になったこと、あるいは社会保険庁の抜本的な改革の論が大変盛り上がったこと、これは根は同根だと思えますね。

しかし、こういう福祉施設を譲渡や廃止するということは、保険料を拠出した被保険者、年金受給者等、利用者や地域住民の声を反映したものでどうか大変疑問わしい。そんな話を聞いたチャンスがありましたか。今からつぶそうと思いますが皆さんも賛成してくれますか、そんな相談をされたことはありますか。勝手に、おれたちが言うたらわかってくれるだろうぐらいの生意気な発想だと私は思うんですよ。与党のなかで話し合われたものを国民の総意と称しているのではないか。野党の方にもこんな議論をされたことはありませんね、文句を言うやつが出てきたかもしれぬが。まさにこれは小泉流ですよ。上からやればだれでも従うものだと。

年金受給者等に本当に相談はあったのか。意見を聞いたのですか。与党の議員だけが国民の総意ですか。たかさんの署名運動等が厚生省にも届いていると思いますが、読んだことはありますか。以上、一括してお答えいただきたい。

〔委員長退席、宮澤委員長代理着席〕

○青柳政府参考人　まず、福祉施設の今回の見直しについて、どういうふうな説明責任を果たしていくのかというお尋ねがあったというふうに理解をしております。

従来、社会保険の仕事のやり方について、広く被保険者やあるいは受給者の代表の方にこれを御説明していく機会というものは、残念ながらこれまで設けられておりませんでした。

そこで、私も、昨年、社会保険の仕事のやり方の見直しの一環といたしまして、社会保険事業運営評議会という形で、ここには被保険者、事業主の方、あるいは受給者のお声を代表できるような方、学識者の方でございますが、入ってい

ただきまして、この事業運営評議会でもさまざまな社会保険庁の事業の姿あるいは今後のやり方について御説明をし、また御意見をいただき、これを事業に反映していくというやり方をさせていただいております。

この年金福祉施設の整理合理化の問題につきましても、これまで私どもとしては、事業運営評議会に数回にわたって、こういうことを考えている、あるいはこういうことがこれまで方針として決まっている、あるいは、法案ができました後には、こういう形の法案というものを国会に御提出させていただいたというように形で、御説明、御報告をさせていただいております。

もちろん、これだけで十分だとは思っておりませんが、従来全くそういったやり方がとられてはなかった社会保険庁の仕事のやり方の中にこういうやり方を新たに導入したという点については、ぜひとも御理解を賜ればというふうに思います。

○米澤委員　こういうことになったのは、それぞいろいろな方がかんで、結果としてこういうふうになったのだらう。一番悪いのは政治、役人。地元の住民だつてつくつくの大合唱。いろいろな方がかんでいますから、何となく自分の責任じゃないと思っておる人が多いのじゃないか。これは戦後日本の政治の一番悪い利益誘導型の結末だと私は思います。そういう意味では、政治を語る者にとっては本当に反省を強いられていることではないかと思えます。

しかし、こういう施設をもし五年間にわたって売り続けてあるいは廃止させてしまつて、そういう我々の責任が解消されるか。未来永劫、これは墓に入るまで我々は背負つて立たねばならぬ利益誘導の罪ですわ。そのことが結果として厚生省を

うしたことに立って今回の福祉施設の譲渡ということも考えなきゃならない、そう思っております。まさに今先生のお話を、深い反省に立ちながら改めて聞き申し上げていたところでございます。その反省の上に立って、今後の仕事をさらにまた進めていきたいと存じます。

○尾辻国務大臣　先ほど来申し上げておりますように、私どもがこれまで本當にきつちりと時代のニーズにこたえて仕事をしてきたのかどうか、そ

うしたことに立って反省しなきゃならない、社会保険庁をめぐる特に多くの不祥事についてはそう思います。

その反省の上に立って今回の福祉施設の譲渡ということも考えなきゃならない、そう思っております。まさに今先生のお話を、深い反省に立ちながら改めて聞き申し上げていたところでございます。その反省の上に立って、今後の仕事をさらにまた進めていきたいと存じます。

○米澤委員　この法案が提出されることによつて、今までの福祉施設はすべてなくす、これから新しい福祉施設への投資はないということが決まっております。

年金財源は使わない。また勝手にすぐ法律をつくつて、やりたいときはやるといふのが日本のでたらめなところだけれども、もし未来永劫に年金原資はもう使わないというならば、委員会等で再々議論になりましたように、年金の金を流用する根拠として扱われた厚生年金保険法第七十九条、国民年金法第七十四条、健康保険法第五十条の第一項、第二項、これを根拠として、年金保険料などを使って不動産を購入し福祉施設の整備を行つてきたわけですから、もうこの根拠法は要らなくなりますね。

皆さん方が、これから福祉施設なんかつくりませんよと本當におっしゃるならば、やはり根を絶つためには、この法律を凍結するか、廃止法案を次の国会に出してもらいたい。それぐらいでないとなんかの決意は見えないよ。またうまくやつて天下ろうと、財務省の予算折衝の中で、どうして厚生省としては欲しいんだけれども、こつちが欲しいとなつたら、ではこつちにまたお世話になるうかと。その甘い根性がこういうのを肥大化させてきたんだ。

だから、本當に後を絶つとおっしゃるならば、この法はもう要らないですね。つぶしてくれませんか、これは。約束してください。それがあなたの

○青柳政府参考人　厚生年金保険法七十九条等、

福祉施設事業の根拠となつていふ条文について、これを削除すべきではないかというお尋ねをいただいたわけでございます。

御承知のように、例えば厚生年金保険法の七十九条では、被保険者等の福祉を増進するため必要な施設をすることができるといふ規定がございます。この規定に基づきまして、先ほど来申し上げておりますように、箱物としての年金福祉施設の整備のほかに、例えば年金相談等の業務を行わせていただいております。

今後のこの事業についての考え方は、年金保険料は年金給付及び年金給付に係る経費以外には充てないという基本方針のもとに事業運営を行っていくということにしておりますので、したがって、今後とも、国民のニーズに対応して引き続きサービスの確保を図っていく必要はない年金相談事業、こういったものにつきましては、従来に引き続きまして、例えば厚生年金保険法でいえば七十九条に基づきまして、福祉施設事業として適切に実施をさせていただきたいというふうに考えております。

○米澤委員　またそこにごまかしができる可能性があるんですよ。年金の相談をやるための金が必要といたつたら、それだけに特化したいいじゃないですか。こんな、どつちでも説めるような法律で、あなた方はしゃぶつてきたんだから。そのしゃぶりをなくすために、今おっしゃつたように、年金の業務に関して、それに類するものはないんだという限定的な使い方がされれば、国民みんな賛成するよ。しかし、一行、年金が何となく書いてあれば、それに付随してこれもあるこれもあると書いて拡大解釈してきた歴史が、この法案の取り扱ひの歴史ではないでしょうか。なくなつていいんだよ、こんなもの。本當に、おっしゃるのも、年金業務に金を出すという、それだけでいい。予算措置をすればいいんだ。わざわざ仰々しくこういうものをもつて、何かいづかは我々の味方に使えるだろうと。そこが助平根性なんだ。

本當にもう年金の原資は流用しませんとはつき

りおっしゃるならば、流用しないような法律をつくるべきじゃないですか。ここまで来て、流用のぼろが出てきてどうしようもなくなつて、これは年金原資に損壊を与えるかもしれないというようなときにこの議論をしておるんですよ。これからどうですかといったら、まだ年金業務は残つていますからと。そんな論法で逃げられるなんというのは、もう最初からごまかそうと思つてゐる証拠だよ、こんなの。返答が気に入らぬな。

○青柳政府参考人 御説明の仕方に不適切な点があったとすれば、おわび申し上げたいと思ひます。

ただ、繰り返しになって大変恐縮でございますが、私も、福祉施設事業ということで、受給者の方の利益になるような年金給付あるいは年金給付に關係する事業につきましては、引き続きその充実を図つてまいりたいと思ひますので、その意味では、この福祉施設事業の根拠条文に基づきまして、みずから適切にかつ効率的なサービスの提供ということで努力をさせていただきますというふう存じます。

○米澤委員 納得はしていませんよ。またいつかこんな話が出てくると思ひますが。

法案に書いてあります年金財政の損失の最小化、これはどういう意味ですか。五年間で約三百施設をすべて売却整理することと損失を最小限にするということとは、どこかで相反することになるのではないのでしょうか。これはどんなスケジュールが決まつてゐるんですか。

整理合理化計画においては、「機構の業務に對し必要な支援を行う等、所要の措置を講ずる。」とありますが、予算等の措置も講じずに整理合理化を推進することができるとですか。実態はどうなつてゐますか。五年間ですべての施設の譲渡が完了しなかつた場合、国有財産に戻すとのことですが、極めて中途半端ではないんですか。売れなかつた責任はだれかがとるんですか。それぐらいの気持ちで売れない限り、こんなものは簡単に右から左に売れるものじゃありません。

よ。

今、こんなものがどんどん売れるぐらい、世の中の経済はいいですか。厚生省の景況感を聞きたいな。この種類のものはどんどん売れる、ちよつと努力すれば売れる、四十人がはいり回つたら売れるよという状況ですか。それなら心配することはない。

○青柳政府参考人 ただいま三つの点についてお尋ねがあつたというふうな理解をしております。

まず、一点目でございます。三百を超える施設を譲渡、売却することと、年金財政の損失を最小化するということとはどういう關係になるのかというお尋ねが一点目のお尋ねであつたかと存じます。

これは、三百を超える年金福祉施設を譲渡、売却いたしましたして、その結果生じます譲渡益につきましては、これを最終的に特別会計に戻していただきまして、特別会計を通じて年金給付の財源に充てる、こういう關係になつておりますことを先ほど御指摘があつたような形で表現をさせていただきますものでございます。

それから、二点目のお尋ねは、そういった事業を行うための経費について、五年間でやるということなんだけれども、例えばそういったもので財源的な裏づけなれど、特に国の補助金なり交付金という形でやつておられないようだけれども、これはどういう形になるのかというお尋ねと理解をいたしました。

この点につきましては、そういった譲渡益をいわば事業の経費に充てるということ念頭に置いております。したがういまして、事業開始時点で譲渡益がまだ生じていない時点では、民間、市中から借入れをいたしまして、その借入れをしてお金でまずは事業を開始する。そして、その後、施設が順次売却をしていった段階でそういった借入れを返済していくという形で経費の計画を考えている次第でございます。なお、この経費は、五年間でおよそ三百億円程度が必要になるのではないかと見込んでおる次第でございます。

三点目でございます。もし五年間やつてみて、うまくそれが売却できるという展望を持つてゐるのかどうか、議員のお言葉をかりすれば、厚生労働省としての景況感いかん、こういう御趣旨のお尋ねであつたかと存じます。

もとより私も、いわゆる国の、政府の役人がこういった事業に携わろうとすれば、これは必ずしもそういった展望が明るくないということは御指摘をまつまでもなかつたかと存じます。そこで、この独立行政法人は、理事長を初めとする職員の方々に於いて、民間の専門家の方々にもお願いをいたしまして、この役員、職員になつていただく。こういった方々の知見あるいはさまざまなノウハウ、こういったものを最大限活用して、この五年間での三百施設の売却を図ろうという趣旨のものでございますので、確かに景況がなかなか回復が遅いということ御懸念をいただくのはごもつともかというふうにも存じますけれども、私どもは、そういった民間の専門家の知識あるいは経験といったものを十分に發揮して、所期の目的を達成していきたいというふうな考えている次第でございます。

○米澤委員 今冒頭、譲渡益から出すという話がありましたね。譲渡益も、これは年金原資の一部なんじゃないですか。年金原資からは出さないとおっしゃつた。しかし、うまく回して浮いたものはおれたちのものだと。譲渡益を使うというのは本当ですか。約束違反じゃないの。

○青柳政府参考人 この独立行政法人につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたように、年金の保健福祉施設を売却いたしましたその譲渡益を、いわば経費という形で必要最小限の件費等に充てさせていただきます。そして、その経費を差引いたものがいわば売却の純益という形になりますので、これを国庫に納付する、こういう考え方をとらせていただいている次第でございます。

○米澤委員 物は言いようだと思いますが、それ以上言つても、アンテナが立つていない人には物を

を言つてもしょうがない。

施設の競争入札のいろいろな例があるわけですが、先行事例から見ても、譲渡予定価格を上回らずに不調に終わつてゐる例がたゞさんあると聞いています。今後も同様な事態が起り、結局のところたゞき売りとならざるを得なくなるのではないかと、かえつて損失を大きくすることになりかねないのではないかとこの意見がある。どのように思ひますか。

五年間で譲渡できず売れ残つた施設は、一体どうするんですか。更地にして土地のみを譲渡する場合、建物の取り壊し費用と国有財産の廃棄という二重の損失を負うことになりませんか。

売れ残つた施設では、譲渡先が決まるまでの期間、間があいた場合の施設の維持管理をどう考えておられるのか。

以上、三点。

○青柳政府参考人 施設の売れ残りに関しまして、幾つかの御懸念があつたかというふう存じます。

ちよつと順不同になるかもしれませんが、まず、一番最後に、施設を廃止して、その後売却ができない状態になつたときに、維持管理等に経費がかかるのじゃないかという御心配をいただきました。

私も、その意味では、施設の廃止そのものについて、一律に用意ドンで一遍に廃止をしてしまふというふうなことは当然あり得ないというふうな考えておりますので、そういったいわば売れる計画といったようなもの、タイミングといったようなものをきちんとはかりながら施設の用途を廃止していくということ、例えば維持管理に要するような費用というものの最小化を図ることが当然必要になつてくつかと存じます。これは一義的には、独立行政法人と、その独立行政法人から運営委託を受けるところの公益法人等でよく詰めていただき、万が一遺漏がないようにしていただきたい。私も、そのように指導してまいりたいというふうな考えております。

それから、更地になったときに、更地にする分のいろいろな経費等について、二重のいわば損失みたいな形の問題が起きるのじゃないかというお尋ねがあったかというふうに存じます。

私も、基本的には、建物土地を用途に限定せずに譲渡、売却をするということと考えておりますので、基本的には、それは買った事業主の方が、自分のいわばコストの中でそれを更地にしたい場合には更地にするということになろうかと存じますので、一義的にはそういう二重の損失というものは私どもの方には生じないのではないかとこのように思っております。

ただ、借地の上に建物を建てておるようなケースというのは当然でございます。こういう場合については、地主の方がこれを購入していただけない場合、あるいは売却をすることについて了解をいただけない場合には、残念ながら更地にしなければなりませんので、その場合に、更地にするための経費は私どもの方で支出をしなければならぬというふうに考えている次第でございます。

○米澤委員 法人が設立する前、だから今の時点で、既に社会保険庁において譲渡、廃止したものがあつたというふう聞いておりますが、これは、現時点においては状況はどうなんでしょうか。その際に、先ほど申し上げましたような、売買に関してトラブルになるであろう、なつたというような参考例があればちょっと聞かせてほしいと思います。

果たして処分された場合に、処分の基準をどこがどういう査定をしたのか。顧みて、名実ともに適正に処分されたかと自信を持て言えるのか。どうでしょうか。

○青柳政府参考人 この出資を待つことなく早期に廃止をいたしました施設が、現在までのところおよそ二十施設ございます。この二十施設のうち、現在までの間売却が完了いたしました施設は三施設という形になっております。二十施設のうちには、先ほど申し上げました例で申し上げれば、借地の上に建てさせていただいておつたよう

な施設が、例えば厚生年金の老人ホーム等には幾つかございました。これらについては、すべて解体の上更地にいたしましたし返還をするということとで既に対応をしております。

それから、こういったことによつて何かトラブルといったようなことが起きていないかという御心配をいただきました。この二十施設につきましては、幸いにも現在までのところそういったトラブルが起きていないことは耳にしておりまして、順調にその廃止が進んだというふうな理解をしております。

〔宮澤委員長代理退席、委員長着席〕

○米澤委員 厚生年金病院の譲渡に当たりましては病院機能の公益性を損なうことがないよう十分に検証することになつていふに、青柳さんが参議院の審議でお答えになつておりました。公益性を損なうことがないという意味は一体どういうことでしょうか。売却の選定についてもこの公益性という言葉はかかってくるんでしょうか。

いろいろ検証されるということではありますが、検証に当たり、自治体の意見書や議会の意見書や地元住民の陳情等々、こういったものも検証に当たつての有力な検証対象になつていくのか、このあたりの意見が反映されるような結果が出るのかどうか。売却しないという選択は当然全然ないということと突つ走るといふことではないんでしょうか。

○青柳政府参考人 厚生年金病院の公共的な役割、公益性というものをどのように考えるかというお尋ねであつたかと存じます。

私も、あくまでもまずは、厚生年金病院の譲渡に当たつてはというふうにご文盲が書かれておりますので、その意味では、譲渡するということを一応念頭に置いた上での問題であらうというふうな理解をしております。

その上で、地域医療の中で、救急医療あるいは僻地医療あるいは災害医療その他、一般の医療機関では不採算等の理由によりまして継続がなかなか

困難であるような機能といったようなものを従来は公益的な機能というふうにご考えているわけがございますので、その意味では、各地元の自治体が、例えば地域医療計画等の中でこういった厚生年金病院等にはどのような役割を期待しているのかといったようなことは、きちんと一つ一つ丁寧に踏まえながらその対応というものを考えていくということが具体的な方法になつていふかと、現時点では考えております。

○米澤委員 廃止というのが大前提だということだから、そんなばかな答弁しかできないんだと思います。

これは何回も言うように、ぶつつぶすのは簡単なんです。しかし、同じものを、さてもう一回ああいふものをつくらうじゃないかというときには膨大な金がかかりますよ。そういうものも、年金原資をうまく使うという意味では大事なことでないでしょうか。そういう目が厚生省になつたら、これはもうやらざるを得なくなるね。こんなのは取引で大部分おさめられます。だから、最初の原則を間違ふと未代まで間違ふんだ、これは。というふうなおおらかな気持ちも持たなければいかぬと私は思います。黒字経営をやつておるところも例外なしに認めない、だからもう国は何も経営しない、かわり合わない、みんな買つてくれた人に丸投げ、そういう方針が厚生省の方針ですか。

○青柳政府参考人 先ほど来申し上げておりますように、厚生年金病院でございますとかあるいは老人ホーム、あるいはその他健診機関等については、さまざまな配慮していく部分ないしは中心的な機能を維持していく部分というものを念頭に置いた譲渡が必要であらうというふうに私も考えておりますが、それ以外の施設については、基本的には年金資金への損失を最小化するという基本方針のつとめて、適切に譲渡をさせていたいただきたいというふうに考えております。

○米澤委員 基礎的な数字で恐縮ですが、今から売却の予定に入っている福祉施設、これに国の金はどれぐらいのトータルで入つていふんですか。

○青柳政府参考人 およそ一兆四千億円というふうに私どもは計算しております。

○米澤委員 つくるまでに一兆四千億をほうり込んでつくつたものが、みずからの不始末のために住民とは関係なくつぶされる。歴代にわたる悪政のサンプルみたいなものだと思ひますね。

私は、特に湯布院の厚生年金病院に人より大変な思い入れが多いんです。前々回の選挙のときに、最後の日に脳梗塞でぶつ倒れました。脳神経外科というところに運び込まれました。そのころはくたばつていましたから、脳だけじゃありませんね、多臓器不全症なんて言われて。ところが脳の先生は内科を知らない。これは殺されると思つて、総合病院に運んでくれと言いました。そこであつたのが宮崎の社会保険病院です。そこで一応の治療をして、それからリハビリだということとで湯布院に行つたんです。おかげさまで、まだ完全ではありませんがうまく生き返りました。生き返つたばかりに皆さんに悪態をついておりますから、これは罰が来るんじゃないかとも思ひますが、しかし、皆さんが経営されておる病院によつて助けられたことは事実でございます。

そういう意味で、湯布院の厚生年金の皆さんやその他厚生年金の方々が来られると、僕と同じような経験をした人がかなりおられるだろうと思つて、こんなのをぶつた切ろうというやつは鬼に見えるんです。彼らは本当にあんな病院に行つたことあるんですかね。大臣、一回病気にでもなつて一カ月ぐらい入院されたらどうですか。そうしたら、こんな病院はつぶしちゃいかぬと、少なくとも素直な人間になるはずだ。そういう意味で大変思い入れが深いものだから、嫌みを含めてたくさん物を言いました。

しかし、この機構法案ができたから、早速事務的に機構ができて、こんな議論があつたのかなかつたのかかわらぬようなふうにして、さつさと仕事が進んでいふ。何か非常に哀れなものだなという感じがします。

少なくとも、これは社会保険庁、厚生省の不祥事がその背景にある。そして、みんなそれを何とかやむやむにするために、一、二の三でしりぬぐいをするためにこの法案が出されて、福祉施設はつぶすんだ、こんな結論を得た。これは一番見苦しい処理のやり方だと私は思います。

どうか、そういう意味で、残念ながら数の世界ですからこの法律は通るかもしれませんが、この法律の審議の過程でさまざまな意見が出たことを念頭に置かれて皆さんが対処してもらいたいというのを最後にお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○鴨下委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 民主党の山井和則です。これから一時間にわたります、尾辻大臣、西副大臣に質問をさせていただきます。

私は、きょう、資料二枚を配らせていただきました。この資料を見ていただきたいと思います。今の米澤先生の質問を聞いていても、これはまさに社会保険庁や年金の不始末を地域住民にしわ寄せをする、あるいはそこで働いている職員の方々に本当にしわ寄せをするという非常に問題がある法案だというふうに思っております。

この資料にありますが、宿泊施設等二百六十一施設は一般競争入札、それ以外は、地域医療に貢献している施設などに関してはこれからいろんな配慮をしていくことであります。私は、この質問の中で、この宿泊施設等が安易に一般競争入札でされていいのかということについて質問をさせていただきます。

まず、尾辻大臣、最初にお伺いしたいと思っております。この資料にありますが、年金資金等への損失の最小化を図るということが目的となっており、実は、私はこれだけでは足りないというふうに思っております。加えるならばあと二つ、社会保険庁や年金に対する信頼回復、そしてもう一つは公共の福祉の向上、これがセットでないとだめだと思っております。当たり前の

ことだと思いますが、最初に確認をさせていただきたいと思えます。年金資金等への損失の最小化を図ると同時に、社会保険庁や年金制度への信頼回復を図り、公共の福祉の向上を図る、これがこの法案の目的であるということを確認したいと思えますが、尾辻大臣、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 きょうの御審議の冒頭以来ずっとお答えいたしておりますように、今私たちにとって一番大事なことを言ってもいいことは、国民の皆さんから年金への信頼を回復することだと思っております。そのためには、社会保険庁がまず信頼を回復しなきゃいけない。大前提でございます。

そうしたことの第一環としてこの法律もお願いをしておるわけでございます。今仰せのことは当然のことでございます。そしてまた、絶えず私たちは福祉の向上に努めなきゃならない、これも当然のことでございますので、今先生が御確認になったことは、そのとおりでございます。

○山井委員 まさに、今大臣が答弁してくださったとおりだと思っております。年金資金等への損失の最小化を図る、しかし、その前提には、いかに失われた社会保険庁や年金制度への国民の信頼回復を図るかということが大前提の問題である。書いていないけれども、当然のことなわけですね。それとともに、公共の福祉の向上というのも、ここにはあえて書いていないけれども、当たり前のことである。当たり前過ぎて書いていないということであると思えます。

そこで、今までの議員の質問の続きにもなるんですけれども、地域で重要な機能を果たしているわけですね、この宿泊施設などの二百六十一施設に関しても、その機能の維持については今までから質問が集中しているところではありますが、改めて、やはり地域に密着し、地域から必要とされて、あるいは利用者から必要とされて行われているという、この施設の機能の維持については、尾辻大臣、どうお考えでしょうか。

○尾辻国務大臣 宿泊施設についてでございます

けれども、これまで多くの方々に御利用をいただけてまいりました。そしてまた、被保険者等の福祉の向上、今も福祉の向上というお話がございましたが、まさにその福祉の向上に一定の役割を果たしてきたと考えております。

ただ、これは先ほど来申し上げておりますことの繰り返しになるわけでございますが、近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等を踏まえまして、今後は保険料を年金福祉施設等に投入しないということをまず決めましたし、年金資金等への損失を最小化するという、今お話ししたきましたその考え方に立って年金福祉施設等の廃止、譲渡を行うこと、こういうことにいたしました。

そういう全体をどうするかという中で、とりわけ宿泊施設については平成十二年五月に閣議決定されたことがございまして、それは「民間と競争する公的施設の改革について」というものでございまして、民営化という御批判も大変強かったものですが、このときに、「早期に廃止、民営化その他の合理化を行う」ということにされておりますので、今回のことはまたその方針に沿ってということでもございまして、このことを御説明申し上げるところでございます。

○山井委員 民営化というところでありますけれども、それは、ほかに似たような施設があればいいんですが、ないケースもあるわけですね、民営化以前の問題に。

それで、余り一般論をお話ししてもわかりにくい面もあるかと思えますので、少し失礼になるかもしれませんが、私の地元にあるウエルサンピア京都というところの話を少し一例としてさせていただきます。

話はどこでも似たような話であるとは思いますが、ここは十七年前にできまして、今は黒字も出ております。全国で三番目に黒字が出ている、お客さんが本当に満員の施設であります。私も、京田辺市の新年賀詞交歓会などで、この京田辺市に

あります唯一の大きな施設でありますので、毎年行かせていただいております。(写真を示す)こういう庭園なども非常にきれいで、全国から非常に好評を得ておりますし、また、地域の方々に対してはテニスコートとかゲートボール場とかそういうものも開放して、これは三百六十五日、近所に同志社大学がありますこともあって、取り合いなわけですね、このテニスコートも。そして、地域の高齢者の方々にとってゲートボール場も取り合いになっていく状況の中で、この資料の二枚目にもありますが、休暇センター全国十七カ所の中でも、黒丸をしておりますけれども、ウエルサンピア京都、京都厚生年金休暇センターというのは三番目に黒字が大きいということになっております。

それで次の質問なんです、こういうことを踏まえまして、非常にうまくいっているという黒字の施設は、貴重な年金資金をむだ遣いしないという趣旨であれば、すぐに整理せず、むしろ経営効率を上げて黒字をふやして投資を回収して年金資金に戻すというようにするのが筋ではないかと思えます。赤字になってうまくいっていないところと、こういうふうにならうまくいっているところを一律に一般競争入札にかけて売却してしまうというのは乱暴ではないかと思えます。

私、ここに働いておられる職員の方の話も聞いたんですが、毎日本日だけたくさんお客さんが来ているのになぜなんだというのが素朴な疑問だったと言っているわけなんです。その点について、大臣、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 これは、昨年、特に年金の見直しというこの議論が始まりましたときに、社会保険庁をめぐるいろいろな不祥事も出てまいりました。そうした中で大変厳しい御批判がございまして、その中の一番の御批判がこの福祉施設でございました。これは、先ほど来私は身ぎれいにするという表現を使っておりますけれども、身ぎ

れいにしなきゃいかぬという、これは国民の皆さん方のお声であつたと私は理解をいたしております。

そのときに、どうするかという御議論がありました。そして、今先生がお話のような御議論もあつたことは事実でございますが、やはり例外をつくるというのはまずい、そのときの多くの、私が理解している多くの皆さん方のお声というのは、例外はつくるな、経営状況にかかわらず例外なく廃止、譲渡をすべしというお声が強かつたというふうに理解をいたしまして、きょうの御質問の冒頭ございました、あの合意事項になるわけでございますが、そうした経緯があつたと、私は今も振り返るわけでございます。

そうした御議論の中で、今回のこの流れでございますので、私もとしては、申し上げておりますように、やはり例外なく廃止、譲渡をさせていただきますという考え方でございます。

そして、今のお話をあえてもう一回申し上げますけれども、民間との競合というところもいろいろ御批判いただいておりますから、その地域に限って、地域を狭く限定しますと確かに民間と競合しないとかいろいろあるんですが、大きく言いますと、公に類するところがこうした施設を持つというところは、どうしても民間との競合になつて民衆圧迫につながるといふ大きな御批判も絶えずあるところでございますから、今回のこういうやり方というのを御理解いただきたいと存じます。

○山井委員 この場合はもう一つ実は民間の宿泊施設があつたんですね。ところが、三年前にそこは撤退をしまして、ここが人口六万人の京田辺市の唯一の施設というふうになつていっているわけなんです。それと、関西学研都市の中の南田辺・泊田地区に位置しております、国家的プロジェクトである関西学研都市にとっての重要な宿泊施設だといふ位置づけで京都府や京都市が誘致をした、そういう位置づけもあるわけなんです。そして、この中では地域の農産物が売られたり、本当に地域に密着して、なくてはならない施設になつ

ているわけでありまして。それで、やはりこのことについて、何とか存続してほしいという声も出ております。

そこで、尾辻大臣に確認をしたいんですが、厚生労働部会長としてこの当時このこととまともにもかわつてこられたとは思いますが、正直言ひまして、昨年の、社会保険庁、年金むだ遣いが多いからこういうものをばつさり整理しろと言つていた昨年の状況と今法案審議をしている状況というのは、微妙に風向きが変わつていっているのではないかと私は思ふんです。

それが証拠に、朝のトップバッターの自民党の、与党の議員さんですら、一律に一般競争入札というのはいかぬものかと。やはりこういう法案が出てきて、改めて、どれだけ地域にとつてその施設がプラスの効果があつたのかというのを、与野党を超えて政治家も肌で感じてきた。ある意味では、昨年の、この法律の議論をするときにはマイナス面ばかりが取り上げられていた、しかし、今ではプラスの面もかなりあるということになつていっているというふうに思ふんですね。大臣、その今の情勢の微妙な変化ということを感じてしうか。

○尾辻国務大臣 まず、こうした施設を運営してきた立場から申し上げますと、確かに、できるとき、それぞれのニーズがあつてこういう施設ができてきた、そして、今のお話を伺ひまして、改めて、その施設が大きな役割を果たしてきた、今日もまだ果たしている面を持つておる、そのお話を伺ひますと大変ありがたいというふうにも思ひます。今日まで大きな役割を果たしてきたということ、改めて、そうしたお話を伺ひますと、ああ、それなりの役割を果たしてきたんだということを感じまして、大変ありがたいと思うわけでございます。

そこで、今、去年の例外なく廃止、譲渡をしろと言つたときと今日の雰囲気は少し変わつていんじゃないかというお尋ねでございますが、雰囲気が変わつていのかどうかは別といたしまして、

私のところいろいろな方から存続をさせてほしいという陳情があることだけは事実でございますから、そして私も陳情をお受けしておるといふことは申し上げたいと存じます。大きく雰囲気が変わつていのかどうかというの、私が今直ちにそこまで変わつていっているというふうに申し上げられる状況でもないとは感じておりますけれども、ただ、多くの陳情が今参つておりますということだけは申し上げたいと存じます。

それから、今後のことでありますけれども、今後、こうしたものに対する考え方、こういうものをよく整理して答えを出さなきゃいかぬというふうに思つておりました、私も、何回も申し上げておりますように、今後こうあるべしということも含めて、今回の御提案、お願いを申し上げます。お願ひを申し上げます。

○山井委員 まさに少しずつ、もし法案の中で行き過ぎた部分があつたら修正をしていく、そのためにこういう国会審議があるんだと思つております。

そこで伺ひたいんですが、こういう今説明しましたような施設を一例としても、地域の中に密着して、地域の中でなくてはならない形になつていられる施設もたくさんあるわけですね。そういうことに限らず、後は野となれ山となれという言葉がありまして、これは売却したら、後は宅地になろうが山を崩そうがマンションを建てようが、何になつても後はもう知らないというのが厚生労働省の姿勢ですか。大臣、いかがですか。

○尾辻国務大臣 後は野となれ山となれいいのかとお尋ねいただきますと、決して私ももういふうに思つておるわけじゃありませんとお答えせざるを得ないんですが、この後またいろいろ御質問が続くであろうと思ひますから、余り先走つてお答えするようなお答えを今ここで申し上げるのもいかにと思ひますから、我々としては、野となれ山となれという、そんな思いではありません。今お話しただいていきますように、今

日まで役割を果たしてきたわけですから、ぜひそうした機能が引き継がれるような形で売却できれば、譲渡できれば一番うれしいということは当然思つておるところでございます。

○山井委員 まさに今大臣がおっしゃつたとおりだと思ふんですね。例外をつくるのは問題じゃないかという議論はもちろんなある、とはいへ、後は野となれ山となれというわけでもない。やはり、今大臣がおっしゃつたように、今まで非常に地域に必要で黒字も出ていたような施設だったから、できればその業種が続けられればうれしいなということをおっしゃいましたけれども、問題はそこなんです。

私も、もう社会保険庁や国がこういう施設をやる必要はないし、もちろんお金を入れるのは問題だと思ひます。民間でできることは民間でやつたらいいんです。ところが問題は、民間の手に渡つた瞬間、何をやるかが、基本的には自由にならねないわけなんです。そこにこの法案の非常に悩ましいところがあると思ふんです。

地元の役所の方に聞いても、あるいはセンターの方々に聞いても、確かに民間に移ることはやむを得ないかもしれない、でも、業種が何になるかわからない。当然、業種が一〇〇%変わつたらリストラムも非常に大胆なものになつてしまふと思ふんです。そのちよつとした配慮なりをどうつけるかということなんです。まさに一枚目の資料にもありますように、年金病院やそういうものに関しては、用途制限なり何らかの、急に物を変えてはだめだという縛りという配慮があるわけですね。私が問題にしていますのは、この宿泊施設等の二百六十一施設に関しては一般競争入札、これは全く無条件の一般競争入札であれば、まさに今大臣がおっしゃつたように、後は野となれ山となれではないけれども、そうなるリスクは回避されないということなんです。

そこで伺ひたいと思ひますが、例えば、施設の整理に当たっては、地域での機能や連携を考え、まず当該自治体への譲渡を前提とした話し合

いというのをやってみるべきではないか。

本間にローカルな話で申しわけないんですけども、一例として言わせてもらいますと、この施設がなくなったら、京田辺市では新年の賀詞交歓会をする場所が基本的になくなっちゃうわけなんです。余りにもローカル過ぎるかもしれません。三年前まではもう一つあったんですよ。でも、そこよりもこの方が評判がよくて、民間の方がなくなっちゃったわけですよ。それがあればよかったですよ、もうそれは撤退させちゃったわけですよ。それを今になってなくすといったら、もう一回つくれといつても、それはあんまりじゃないかというふうに地域の方が思うのは当然だと思うんですね、切実な声として。

そのあたり、まず地方自治体への譲渡を前提とした話し合いを行うべきではないかということについて、大臣、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 申し上げておりますように、これはそれぞれをできるだけ高く売って、最後年金資金に戻したい、こういうふうな思っております。ただ、戻す金額が使った金額より必ず小さくなる、これは、申しわけないんですが、そうならざるを得ません。しかし、できるだけたくさん年金の資金、積立金の中にお返ししたいと思うものですから、そういう意味で、損失という言葉を使っておりますが、損失の最小化を図るという表現にさせていただいております。そうなりますと、できるだけ高く売りたいということが出てまいりますので、高く売るための手法としては一般競争入札になるということで、一般競争入札ということは今私どもとしては申し上げておるところでございます。

そうした中で、先ほど来先生がお述べになっておられることも私もよくわかるわけでありまして、どなたかに対するお答えの中で私どもにもジレンマがあることは正直に申し上げたところでありますが、そうした中で、今までお役に立ってきたものであれば、できるだけお役に立つ形で残ることが望ましいというふうに思っております。

て、また、それぞれの譲渡に当たっては、特に、今お話しのように当該地方自治体との話し合いといいますか、そうしたことは大変大切なことだと思っておりますから、それぞれに当たって地方自治体との連携というのはとらせていただきたい、こういうふうに思っております。

○山井委員 地方自治体との連携はとらせていただきたいということですが、ということは、ある日突然、一般競争入札、はい、かけましたよということではなくて、一般競争入札にかける前に、当然地元自治体とは事前に協議をする、相談をするということではないですか。

○尾辻国務大臣 そうさせていただきます。

○山井委員 それで、例えば、ここはテニスコートもございまして、関西学研都市の中での重要な宿泊施設としての役割も果たしておりますし、また地元の農産物を売ったりもしております。私は何を言いたいのかというと、もう町づくりの中の重要な拠点施設として地域に溶け込んでいるわけなんです、十七年間、それを、はつきり言っている国の都合なわけですよ、国の都合で今までつくっていたものを急にどこかに売却してしまうということ。繰り返しになりますが、テニスコートでもそういうものでも民間がやってくれたら、民間がやってくれたらいいんですが、問題は、それを買った方が何に変えるのかわからないということなんです。

だから、そのことに関してはやはり何らかの配慮というか、無条件ではないですよ。先ほど言いましたように、この法案の目的の一つが社会保険庁や年金制度への信頼回復にあるわけですね、公共の福祉の向上にあるわけですね。そこで、これだけ必要とされている施設がなくなっちゃって、全然違うものになっちゃった。それが公共の福祉の向上につながるのか、あるいは、社会保険庁がよくやったという信頼回復につながるのかというと、私は逆じゃないかと。何もそこまで言うてない、それはやり過ぎじゃないかということにもなるのではないかと思います。

そういう意味で、先ほど、地元自治体との相談や協議も一般競争入札の前に行うということですが、そのことを通じて、今まで同じような業種が望ましいということをおっしゃって配慮とか誘導していくのか。そのあたり、大臣、これは非常に重要なことだと思うんです。

繰り返しになりますけれども、私は民間に移ることが何も悪いとは言っていないんです。ただ、全く関係ないものになってしまったら、この責任というのはやはりあると思いますよ、その市の機能、町づくりが破壊されるわけですから。そんなことを国あるいは私たち国会議員の力でやっていたのか。政治の責任というのは公共の福祉の向上なわけですから、少なくともこういう方向性での売却というのか、そういう方向性、大臣、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、また先生もお述べいただいておりますように、基本的に、年金に対する信頼回復、社会保険庁に対する信頼回復、これをなさなければなりません。そのために、私どもは判断をして今回のことをお願いしておりますが、そういう中で、例外をつくるかどうかというのか、いろいろな御議論がございまして、そういうことがまた国民の皆さんにどういうふうに映るかといったようなことを判断しなきゃならない。そうした中で、ということを改めて申し上げるわけでございます。

ですから、こうしたものが地元でそこまで溶け込んでおられるのであれば、あるいは地方自治体にお買い上げいただければいいことではないかと思ったりもしますが、今でも地方自治体でそれだけの余裕があるところというのはまずないわけでございます。それから、それも無理かなと思いつつ、ただ、一番いいのは、そういう形にでもなればという思いもありますというのを申し上げておるところであります。

したがって、まずは競争入札で売らせていただ

くということにさせていただいておりますけれども、競争入札の中でも機能を維持していただけるようなところで買っていたら一番ありがたい、地方公共団体にかかわるようなところで買っていたら一番ありがたいというふうに思っております。また、今の大臣の答弁でも、後は野となれ山となれではないんだと。今までは本間にそういう必要性の高いところに関してはできるだけその業種が続くことが、民間に移った後も望ましいんだということですが、そこが非常に重要なことであると思います。

○山井委員 まさに今の大臣の答弁でも、後は野となれ山となれではないんだと。今までは本間にそういう必要性の高いところに関してはできるだけその業種が続くことが、民間に移った後も望ましいんだということですが、そこが非常に重要なことであると思います。

そこで、要は、地方自治体に購入の意思があつても、今おっしゃったように一般競争入札で地方自治体の方がたくさんのお金を入れて買収するということはほぼあり得ないというふうに思います。その意味で、財政上等の理由で一括での購入が自治体や自治体に関連するところが困難なときには、特例償を認めたり分割払いにするなどの便宜を地方自治体に関しては最大限図るべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 施設の売却代金の分割払いにつきましては、施設の引き渡し後の債権管理業務でありますとか、担保物件の評価、管理等に必要な経費等を踏まえて慎重に検討する必要があるというふうに考えております。今までは民間に對して分割払いという例はございません。しかしながら、地元の地方公共団体も入札に参加しやすい、私どもも先ほど来申し上げておるような思いがありますから、そうした環境を整えることも重要な視点の一つだと考えておまして、どのような方策が可能なのか、今の分割払いというお話がございましたので、これについては検討してまいりたいと存じます。

○山井委員 ぜひともそのあたりのところを検討していただきたいと思います。

要は、繰り返しになりますが、この法案の趣旨は、もう年金のお金は投入しないということ、そして、国や社会保険庁がやらなくていいことは民

間に任ずということ、この部分に関しては、ある意味で与野党通じて思いは同じだと思わなくては。それで、まさに大臣が答弁してくださったように、うまくいっているところはその業種が残ればいいな、ここまではみんなの思いだと思うんですよ。ところが、残念ながら、この法案だけを見ていると、後はどうなってもいいのかわからないことになりかねないわけです。

それで、続きまして、雇用の方面からちょっとこの問題を考えてみたいんです。

私、ウエルサンピア京都にお勤めの方やほかの施設にお勤めの方からも多少話を聞いたんですが、例えばこういう声があるんですね。五十代の方は、定年まであと十年、これが売却されて大体同じような業種になれば残れる可能性は高いけれども、全く違ったものになったり、それこそ宅地になってしまったらストラになる可能性が高い、そうなったら、五十歳を過ぎたらなかなか新しい仕事は見つからなくて路頭に迷ってしまうというふうなことをおっしゃっています。また、お子さんが二人小学生でおられる四十歳代の方は、こでずっと働いてきた、この法律を聞いてびっくりしている、子供も二人いる、奥さんからもこれから一体どうなのと言われていると。

皮肉なのは、このウエルサンピア京都のようにうまくいって黒字が出ているところほど早く売れやすいんですよ。これは何か余りにも皮肉というか、あんまりじゃないかなというふうに思っています。

そこで、要は社会保険庁としたら一銭でも高く売りたい、これはわかります。ところが、尾辻大臣は厚生労働大臣です、労働大臣です、日本の雇用確保の最高責任者です。そして、さらに言いますが、今回、年金保険料のむだ遣いかいりいなことが問題になりましたけれども、この宿泊施設に働いておられた職員さんには何ら罪がないと私は思うんです。まず最初にこれをお聞きしたいんですが、今回こういう法案が出て売却することになりましたが、働いておられた職員さんに

何か問題はありましたでしょうか。

○尾辻国務大臣 私は、働いておられた皆さん方は一生懸命頑張っていたものというふうには思っておりますから、決してその皆さんに罪があるとかという話ではございません。

○山井委員 私はそこは非常に重要な点だと思うんです。どっちかといえば、ミスがあったのは社会保険庁であり、私たちも含めた国会議員であり、その政策判断の甘さというものが今日の状況を招いたわけですよ。しかし、絶対やってならないのは、そのある意味で私たちのミスという判断の甘さのツケを食うのが、まさに小さなお子さんたちを抱えておられる職員の方々が路頭に迷うという結果になったら、これはやはり私は筋としておかしいのではないかなと思うんですね。大臣、うなずいてくださっておりませうけれども、まさにその思いは一緒だと思います。

そこで、このような従業員の方々の雇用の確保ということについて何らかの配慮が必要だと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○西副大臣 今、種々委員からお話を伺いました。こういう宿泊施設、大勢の皆さんがいろいろな形態で働かれている、私も何回か泊まりに行かせていただきましたのでよく承知しているつもりでございます。

今回の施設の売却に対して、一義的にはこれは雇い主である委託先法人が責任を持っていたというところで、相談窓口をつくっていただいたり、それから再就職先を開拓していただいたりということはお願いしなければいけないということも、前提ではございますけれども、我々としてしましても、委託先公益法人の従業員の雇用問題につきましても、配慮をしていくという前提ですので、これから協力しながらこの職員の雇用問題には配慮をしていきたいと思います。

具体的に、国と独立行政法人が協力しまして、施設を購入した人に対して雇用を引き続きお願いする、それから、関連団体における求人情報の提供をお願いする。それから、地方自治体、地域の

経済団体等への再就職支援のお願いをする等、我々としてできるだけ支援はしていきたいというふうには思っております。

○山井委員 できるだけ雇用の確保への支援をしていきたいと思いますという答弁をいただきました。それはぜひお願いしたいと思えます。与党協議会の覚書にも雇用問題に対して配慮を十分行うということを書いてあるわけですね。雇用問題や老人ホーム等の入居者への配慮を十分に行うということが書いてあるわけですか。

そこで、もうちょっと踏み込みますと、従業員の不安が広がりますと施設運営にも支障が出ますので、施設が譲渡される場合、原則として従業員を継続雇用する、そういうふうなことを施設の譲渡契約に盛り込むことを明確にすべきではないか、そこまできつちりやるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○西副大臣 ただいまのお尋ねは、従業員の継続雇用を譲渡の条件に盛り込むことはどうかというお話でございます。

先ほどから大臣からも何回も御答弁申し上げていきますように、今回の譲渡というのは年金資金へのいかにたくさんのお金を繰り込むかということが求められておりまして、こういう条件と雇用の確保を最大限図るということは、これはなかなか双方がうまくマッチするわけでは必ずしもありません。雇用の条件をつけなければ、今度は年金の方に回ってお金、つまり売却のお金が十分行かないという非常に難しい問題を本来はらんでいることでございます。

この職員の雇用につきましては、先ほども申し上げましたように、第一義的には雇い主さんの責任でもって頑張っていたということでございます。まずけれども、施設を買っていただいた人に対して、我々としても先ほども申し上げましたようにできるだけ再雇用をお願いし、一人でも多くの人を雇用していただきたいということで全力を挙げていきたい、こう思っているところでございます。

○山井委員 今まさに、一円でも高く売りたいということと雇用の継続をお願いするというのは、つらいけれども矛盾しかなない問題だということをおっしゃいました。まさに、私はポイントはその点だと思います。

繰り返しになりますが、私が最初にこの法案の目的は何ですかと言ったのは、年金資金等への損失の最小化だけではないんです。それとともに、年金制度や社会保険庁への信頼の回復と公共の福祉の向上というのがあるわけですね。だから、正直言います、私もきょう運営部長さんではなく大臣や副大臣に答弁をお願いしているのも、そこにあるわけです。社会保険庁の枠では、一円でも高く売りたいとしか言いようがないんです。

しかし、繰り返しになりますが、尾辻大臣や西副大臣は日本の雇用を守る責任者なんです。日本には雇用はどうなっても仕方ないんだとはやはり言いにくいと思うんですね。言いにくいと思うんです。そこをまさに、西副大臣、うなずいてくださっていますので、せめて、一円でも高く売ることと雇用の確保は同列で両方頑張りたい。これはやはり両立ですよ、基本的には。難しいのはわかりますけれども、両方方を入れていきたい、厚生労働省なわけですから、その答弁をお願いします。

○西副大臣 お答え申し上げます。

御答弁はいただいたわけですが、まさしく我々が悩んでいるところは、そのことでございます。雇用の確保というのも大変なことでございます。

先ほど大臣がおっしゃられましたように、それぞれの施設が一生懸命に頑張っていたので、今の施設の維持をしてくださった、まして当該施設は黒字を生んでいる。そのことは必ずや新しい譲渡に関してもいい結果が生まれるのではないかと。赤字の団体よりも黒字で経営できるという努力をしていただいたところは、やはりそういうプラスの面があるんじゃないかと私は思いながら

聞いておりました。私どもも、そのことは、雇用の確保ということと一円でも高く売るといふことの間にあって、双方ともに最大限実現できるように努力をしていきたいと思っております。

○山井委員 それで、私の資料の二枚目を再び見ていただきたいと思ひます。今、西副大臣からも雇用の確保にも最大限努力するといふ答弁をいただいて、本当にありがたいことだと思つておりますが、よく話に出るのが、この資料の二ページに全部赤字になっているという批判がこういう休暇センターについては出ているんですが、一つ大事なことで確認しておかないとだめだと私思ひますのは、これは、やはり一般のところよりも一割、二割は安い方向で価格などを設定するとか、そもそも年金の受給者への還元であるとか、そういう目的から、この価格も黒字が出るようにという仕組みにはなっていないんですよ。そもそも、もうけが目的じゃないわけですから。

そういう意味では、このすべてのセンターで赤字になっているのは、経営努力や従業員の方々の問題ではなくて、黒字は目指さないという制度の枠組みであつた。要は、これは宿泊料金とかも社会保険庁の許可という報告することになつていたわけですから、そもそもそういう制度であつたということ。これはちよつと確認をさせていただきたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 それぞれの施設の価格設定とか、そういうことは詳しく承知をいたしておりますから、今正確にお答えすることは無理なんですけれども、被保険者へのサービスといふことでこうしたものはそもそも始まつておりますから、被保険者に対するサービスといふのは料金も安くするとかそういうことにもなるわけでありまして、そうした面があつただろうなといふことは考へるところでございます。

○山井委員 まさにそういう面があつたわけでありまして、ですから、今までのものが全部赤字

だつたから経営がだめだつたのではといふことではなくて、今まではそういうシステムでやってきたわけですよ。でも、これからは、料金を例えれば自由に上げたり、いろいろなことをフレキシブルにできれば、経営上もつと黒字をふやしたり、そういうことは可能になってくるといふふうに思つております。そういう意味では、これはほかの用途に使うのではなくて、できれば今までの業種に、今までから必要性が多かつたところはやっていくべきだと思つております。

それで、話は少し戻りますが、問題の一般競争入札といふことでありますけれども、ほかの方法はそもそも考えられないのか、なぜ一般競争入札だけなのか、また、ほかの方法を何か御検討はされたのか、そのことを伺ひたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 恐らく念頭におありなのは、かつて私どもが総合評価方式なんといふのをとつて施設の売却をしたことがございます。その総合評価方式といふのは、従業員ごと買つていただくといふ安くて構わないですから買つていただくといふたような方式をとつたこともありまして、また、こういう方式をとりますと、安く売つたといふ御批判もいたされたりもいたしております。ですから、今回、私どもは、検討はいたしましたが、そういう方式をとろうとしておるものではない、あくまでも一般競争入札だといふふうに申し上げておるところでございます。

○山井委員 それで、今の一般競争入札と先ほど言ひました公共の福祉の向上、この両立をどう考へるかといふことなんですけれども、繰り返しになります、この種の施設がなくなりまして、近隣の方々や利用者の迷惑は甚大であるケースもあると思ふんですね。

そこで、公共の福祉に反するものももちろん認めるべきではないと思ふんですが、そのあたりはどうやって判断するのか、そういうふうなこと、これは突然質問させていただいてゐるんですが、大臣のお考えです。まず聞きます、少なくとも公共の福祉に反するようなのは基本的には

もちろんだめといふことでよろしいですね、一般競争入札でも。

○尾辻国務大臣 公共の福祉に反するといふのをどう解釈するかでありますけれども、少なくとも公序良俗に反するようなのはだめだといふのは常識だといふふうに思ひます。

○山井委員 問題は、それをどこでどうやって判断するかといふことになりまして、それは先ほどおしやつたような地元自治体との事前の相談とか、そういう中でそこは多少判断することになるといふことでよろしいですか。

○尾辻国務大臣 申しわけありません、質問の御趣旨がよく理解できませんでしたので、もう一回御質問いただきたいと思います。

○山井委員 公共の福祉に反するかどうか、これの判断は正直言つて非常に難しいと思ふんですね、何をもつて公共の福祉に反するか。それと、最初は違う目的で買つたけれども、二年ぐらいてもうからないから変えちゃえといふケースもあり得るかと思ふんですね。そのあたりの判断というのは、やはり地元の自治体と一般競争入札をする前に多少議論をすべきではないかといふふうに思ひますが、要は公共の福祉に反するかどうかですね。それと、裏返すならば、今までの業種をどうやって続けていくか、そういうふうなことに關して事前に自治体と協議をすべきと思ひますが、いかがですか。

○尾辻国務大臣 今お願いしておりますこの法律をお認めいただいて、実際に独立行政法人がスタートして、そこがどういふふうにしてまた作業を進めるかといふことでございますので、細かなことについて今私から申し上げるというものでもございせんが、今のお話は、突き詰めて言うと、売るときに転売禁止みたいな条項をつけるのかと。もしそういうふうに突き詰めて具体的な話であります、そこまで譲渡条件につけられるかなといふのは率直に思ふところでございます。

○山井委員 これは、先ほど言ひました、後は野となれ山となれるのかどうかといふところには

も關係してくると思ひますが、今までから必要性が高い施設に關してはできるだけその業種が存続すればうれしいなといふ答弁、先ほど大臣おっしゃつてくださいましたけれども、確認ですが、そういう立法者の意思があるといふことでよろしいですね。

○尾辻国務大臣 私どもの気持ちの中にその思ひがあるといふことは申し上げます。

○山井委員 それをいかに、ある意味で実際の運用の中に落とし込んでいくかといふことが、本當にこれは私たちの責任だと思ひます。私たちが立法府に身を置く者としてそういうつもりでやつたと言つても、実際は何の縛りもかからずに、結果的にはとんでもないことをしてくれて、社会保険庁といふのはこんな無責任な役所だつたのかといふことになつては、ある意味で本意ではないと思ふんですね。

それで、私の一枚目の資料に改めて戻ります、要は病院などには關しては「譲渡に当たつては、病院機能の公益性を損なうことがないよう十分に検証した上で、適切な方法によつて結論を得る。」とか、社会保険診療所には「施設の中心となる機能の維持を条件とした一般競争入札」といふうなことが書かれてゐるわけで、有料老人ホームに關してもそうであります。ところが、この宿泊施設等が一般競争入札となつてゐるのですけれども、もちろん、病院の場合は命がかかつてゐるのだとかあるかと思ひますが、このラインが、下半分はいろいろな配慮をする、ところが上はほとんど一般競争入札となつてゐるわけなんです。やはりこれは、きよりの質問でもずっと言ひましたように、地域への貢献、町づくりの視点、そういうことを考へて何らかの配慮をすべきではないかと思ひますが、これはクリアにカットしてありますけれども、この宿泊施設等にもそういう公益性は社会保険庁や厚生労働省としても認めてゐるのだといふことでよろしいですね。

○尾辻国務大臣 きよりの資料としてお出しをいたしておりますこの紙でありますけれども、こ

これは私どもがお出ししたものをそのままお使いいただいております。

それで、私どもがこの紙で御説明申し上げようと思っておりますことは、基本的には一般競争入札なんですと、基本的には今度の譲渡、売却に当たっては一般競争入札にいたします、そのことを書いた上で、ただ、下の方に書いてありますものは、それぞれの特殊な事情もありますので、それについての配慮すべきこととあることをあえて書いておるわけでございます。決して途中で大きく線を引いておるといふわけではございませんで、繰り返し申し上げますと、基本的には一般競争入札でございますという説明の紙だと御理解いただきたいと存じます。

○山井委員 少し雇用のことに改めて戻りますが、そこに働いておられる方々の数というのは、正社員の方は少ないかもしれませんが、パートの方とかを含めると非常に大きいわけでありまして、やはり小さな都市や町にとつては、そこが、その雇用の場がなくなってしまうということになると、地域の雇用に与える影響も非常に大きいと思うんですね。まさに、厚生労働省さんは、地域の雇用の確保する、その先頭に立つて旗振りしているところが、逆に地域の雇用不安を悪化させることになってはだめだと思んですが、そのような地域雇用に対してどのような対応をしていくつもりなのか、西副大臣、お答えいただきたいと思ひます。

○西副大臣 お答えいたします。

先ほど来ずっと御論議があるように、年金資金への損失を最小化する、こういう前提と、それから基本的に一般競争入札ということで宿泊施設の売却が行われるという条件の中で、私どもが今後町づくりを含めた雇用関係をどう維持していくかということは大変難しい問題でもありますし、また、直接なかなかタッチできないといひますか、それぞれの町のことでかなり難しい問題であるというふうに思っております。

施設それから用地をこれから購入していただく

わけですが、購入していただいた方がその場でまた新たな事業を起こしていただくということ、もちろん業績のいいところは今の事業をそのまま継続しさらに発展していくという可能性もありますし、また新たな事業を起こしていただくことによつて、その中でさらに雇用が創出されるということを期待しているところでございます。

○山井委員 まさにこの雇用の問題、本当にこれは一つ一つが雇用不安を生んでいく危険性があるというふうに私も深刻に思っております。

それで、民間にできることは民間にということをよく言われておりますけれども、繰り返しになりますが、一般競争入札で売っていく、先のことに関してどうなるかわからないという不安があるんですけれども、私が思いますのは、民間企業が持つていた場合でも、これだけ大きなものを売る場合は相当地元自治体などと話をすると思うんですね。なぜならば、ウエルサンピア京都でも十七年間も地域の方々に愛され親しまれやうてこれたわけですね、もしそこが社会保険庁ではなくて一般の民間企業がやうていても、経営が苦しくなつたから、はい、売りますよ、後はどうなつても知りませんよということでは、逆に、その企業の社会的責任、まさに今問われている一般企業の社会的責任やモラルが問われると思うんですね。普通に考えれば、一般企業より社会保険庁や厚生労働省というのはいくらも高いモラルがあつてしかるべきですよ、これは根本的な問題ですけれども。

だから、そういう意味では、売却する際においても、そういう社会的責任、そして町づくりや地域に対する今までの貢献、貢献というか支えてもらつたという恩返し、気持ちも含めて、やはりこれからでもできるだけ地元自治体や地域の意向に沿つた売却というものを進めていきたいということとを、大臣、ぜひもう一度思いとして述べていただきたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 きようるるお述べいただきましたように、今まで施設が地元の住民の皆さんに、

先生のお言葉をそのままかりて申し上げますと、愛されて地元に着用をしてきた、根を張つてきた、本当にそういう役割を果たしてきたということとを改めてありがたいというふうに思ふわけでございます。そして、その原資となりましたものが国民の皆様方からお預かりをしております年金の積立金であるわけでございますから、私たちは、そのことに対する大変大きな責任を負つていふと思ひます。そうしたすべての責任を負つていふという立場から、これを売却するということになりまして、その責任を負つていふ分、慎重に地元の皆さんとの話もしながら進めていかなきゃならぬものだといふことは、もうそのとおりでございますから、きよう先生がお述べいただきましたことも十分に踏まえながら、肝に銘じながらやらせていただきたいと存じます。

○山井委員 そろそろ時間ですので締めくくらせていただきますが、これは、極端な言い方をすれば、年金資金等への損失の最小化を図るといふのは目的の一つにすぎないですね。その前提として、社会保険庁や年金制度への信頼回復や公共の福祉の向上といふのがあつたわけですね。ですから、一円でも高く売るために結果的にはその町の町づくりがめちやくちやになつても構わないといふことは、国がやる政策として私は許されないと思っております。

また同時に、先ほどから大臣からもそもそここに働いている職員さんには何ら罪はないんだといふことを、大臣、おっしゃってくださいましたよね、そういう何ら罪のない、もつと言えは必死になつて働いてきた方々を国の都合で、もともと厚生年金保険法という法律によつてつくつた施設を、またこういう新しい法律で、現場の人に罪がないのにその方の生首を切るなんてことは、私は国家がやることは許されないとこのように思っております。

そういう意味では、この法案の中で、もつと、これは附帯決議をつけるいろいろな形をして、この法案では語り尽くされていない立法者の

意思はこうなんだと、雇用の確保やできるだけ今までの事業に関しては必要性が高いものは残していきたいといふようなことを私はつけていくべきだといふふうに個人的に思つております。このことについて最後に西副大臣に答弁をお願いいたします。

○西副大臣 大臣から種々お話がございました。山井委員のおっしゃられた種々の、特に宿泊施設を中心にきようお話がありました、当然、この法律そのものの第一義は一円でも多く国民の年金の資金に繰り入れる、こういう大きな課題が趣旨ではございますが、その周辺を取り巻くいろいろな情勢、聞かせていただきましたことを、私たち政府としてできる限りの対策は考えていきたいといふふうに考えております。

○山井委員 民間企業でも、今の時代、一円でも高くだけではだめだ。社会的責任といふことが言われ、それをまさに指導していくのが厚生労働省なわけですから。厚生労働省が、もう雇用は関係ない、町づくりも関係ないとか、そんなことを言つちやうたら、日本の国は本当に秩序がこれからなくなりかねないわけですから、ぜひとも、一円でも高く売りたいといふこととともに、やはり地域の福祉の向上、そして雇用の確保、そういうことをしっかりとやっていっていただきたいと思ひます。

質問を終わります。

○鴨下委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十四分開議

○鴨下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。泉健太君。

○泉健太委員 民主党の泉健太です。

きようは、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、この法律についてということで質問させていただきますと思ひます。

午前中から、あるいはこれまでは参議院の方で審議がずっと続いてきたわけですが、やはりこの問題、少しずつトーンが変わってきているような気を私も受けています。

その前に、まず一つ、これは社会保険庁の方に伺いをしたいことがありまして、お答えをいただきたいというふうに思いますが、先日、年金未納者の所得情報について、七十の市町村がその情報を提供できない、提供不可能ということを社会保険庁の方に返答しているというような報道がありました。

これについて、さまざま、法律にもしっかりと明記をしているので提供するようにということ、社会保険庁の方でもう一度各自治体に対して申し入れをされているというふうに認識をしているわけですが、現在、まだ審議会で審議中だとか、都道府県の方では、結論を待つて対応を検討するというようなことで、自治体それぞれ、すぐには応じていないという状況があるわけですが、これはどちらが優先をされるというふうに考えられているのか。

やはり、社会保険庁から、所得情報をこういった法的根拠に基づいてすぐ提供してくださいということであれば、基本的にはその自治体の言いわけというか反論というのは、これは当たらない、即刻情報を提供するようにということになるかと思うんですが、その現在の状況をお聞かせください。

○村瀬政府参考人 ただいまの委員の御質問にお答え申し上げます。

去る四月十五日現在の協力状況ということで公表させていただきました、二千四百十七の市町村のうち、二千三百四十七、九七％からは御協力を得られておりますが、残りの七十市町村につきましては、現在、折衝中のごとでございます。そのうち六十七の市町村につきましては、現在、手続や調整に時間を要しているということで、引き続き協議を行っております。

正式に三市町村からは、国民年金法の規定が強

制力を持たない等の理由によりまして提供できないというお話をいただいておりますが、これは個別に総務省とも協力をしながら各市町村に働きかけをしております、先般も一市町村から了解をいただいております。

まさに、今後、国民年金の収納率を上げるためには、市町村からの所得情報の提供が極めて大切だということに考えておりまして、市町村とはしっかりと話をしていきたい。また、市町村にとりまして、この部分が、年金権の確保、住民の皆さんに対するサービスの向上につながるということで、御了解はいただけるものと考えております。

○泉(健)委員 今、強制力を持たないという話と、四月十五日現在からもう約二カ月たとうとしていくわけですが、現在も協議中ということ、結局、これは強制力を持たない、あるいは、最終的には市町村が情報提供を拒む余地も残されているということでしょうか。

○村瀬政府参考人 私どもとしては、各市町村から情報は提供いただけるという前提で各市町村と打ち合わせを進めておりまして、先ほども申し上げましたように、昨年の十月以降、個別でやっておりますけれども、現在まだ残っている、こういう状況でございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、例えば、審議会等が必要などころについては早期に審議会を開いていただいて、ちょうだいできるような個別に動きをしているということでございます。

○泉(健)委員 では、もう一回伺いますが、法的に強制力がないということで、市町村にもそれを拒む余地が残されている、これは法的にですね、というふうに考えてよろしいんですか。

○青柳政府参考人 私の方からお答えをさせていただきます。御存じのように、市町村のこういった個人情報についての取り扱い、それぞれの自治体が個人情報保護条例というのを定めておりまして、その

中で手続を定めておる。したがって、先ほど長官の方からお答えを申し上げました個人情報保護審議会というの、各自治体がこの条例に基づいた手続として定めておるもの、ということがございます。

したがって、法的に、例えばそういった個人の年金にかかわる所得情報を提供できるという法律上の根拠が定められたとしても、各自治体においては、こういった条例に基づくところの手続を経る必要があるという意味で、そういった時間的なことも出てまいりますし、最終的に、その手続の中で条例の規定に基づいて提供することを拒むという事例も生じ得るというふうに御理解いただければと思います。

○泉(健)委員 そもそも、二〇〇二年のときに市町村から社保庁に国民年金保険料の徴収が移されたわけですが、ある総務省の役人さんなんかは、社会保険庁がちゃんとやると言ったから我々はそういった決定をしたんだ、そういった決断をしたんだと。でも実際に、この徴収率が移管前は七割台だったところが、現在は、二〇〇四年度でいうと六三・六％というふうにながっている。ほかにもいろいろな要因があると思いますが、徴収事務が市町村から社保庁に移ったことがこの納付率の低下要因、一因になっているというふうにお考えになりますか。

○青柳政府参考人 市町村から国の方に徴収事務を移したという経緯は、委員も御存じのように、地方分権という大きな流れの中で、どのように整理をするかという議論があったということをまず御理解いただきたいと思います。

その上で、平成十三年度と十四年度で納付率の変化というのを見てみますと、およそ納付率低下の半分ぐらゐの要因は、これはどちらかというと、国民年金の保険料の免除基準を全国で統一するというに伴って生じたものであろう。残りの半分の半分、すなわち全体の四分の一ぐらゐの低下要因は、むしろ当時の経済状況等によって、市町村で事務をしていた時代からもトレンドとし

て納付率が下がってきたというトレンドは見受けられる。

したがって、残りの全体の四分の一ぐらゐの要因が、どうもこの市町村から国へ事務を移したと、なかなか市町村が納付組織という形で納付のシステムをつくっていったものが利用できなかったことによるのではないかと考えております。

○泉(健)委員 こうして納付率、徴収率が下がっているという現状があり、そしてまた、社保庁もそれに従って一生懸命アップのための方策に取り組んでおられるようですが、我々から見ると、そこいろいろな、例えば年金徴収のシステムのための機器を導入したり、あるいは、いろいろと徴収をするための補助員というんですか、そういった方々を生懸命定めようとしているんですが、そもそも、市町村でやっていた方が楽だったのではないのかなというのを思わざるを得ないという現状であります。

社保庁は、もう一度気を引き締めてこの徴収、特に強制徴収を始めるというわけですが、まだまだ件数が足りないという状況かと思っておりますので、ぜひとも計画に従って、あるいは計画以上の取り組みをしていただきたいということをまず第一点申し上げておきたいというふうに思います。

次に、いよいよ本題に入るわけですが、この整理機構法案ということで、先ほどから、尾辻大臣もその当時の自民党の厚生労働部長だったというお話がありました。参議院の議事録を改めて見直させていただきます、反省しているというお言葉を御自身でおっしゃられているわけですね。その後、追及をされて何に反省をしているんだということを問いただされたときに、決してこの法案が反対だというわけじゃなくて、ともかくわあつという中でやつてしまったことを反省している。それもまたどうなのかなというのを思わざるを得ないわけです。

現在、とはいえ、この法案がこうして審議をさ

れているという状況があるわけでして、与党の方からは、平成十七年の二月、改めての与党合意の中で病院などについては配慮するという方向性も打ち出され、社会全体も、当時のある意味一時的な熱みもないものはほとんど冷静になってきたところがあるという状況でいうと、にもかかわらず、この法案は進んでいるわけですね。

そうすると、この法案を進めているのは、これは政府の意向なのか、与党の意向なのか、国民の意向なのか、大臣、まずお答えいただきたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 まず、今お触れになりました参議院における答弁でございますけれども、平成十五年度において与党の方針が決められたときのことを申し上げたものでございます。当時、年金の保険料を財源として行われてきた福祉事業に対し厳しい批判がなされておりました。そして、その批判を背景に、例外なく年金福祉施設等について整理すべきという御意見が大半を占めていた。当時の雰囲気というのが雰囲気であったということをお申し上げたわけでございます。そういう中で、この一連のことが決められておりました。

したがって、その御議論がそもそもの出発点であるということはおとおりでございます。その後、いろいろ御議論がありましたけれども、私も政府としては、改めてこれらにどう対応すべきか、どうすることが一番いいことかということをお考えまして、今回の法案にさせていただいたわけでございます。

したがって、この法案は、私も政府が責任を持って出させていただいておる、こういうことでございます。

○泉(健)委員 そうしますと、さつきも言いましたが、平成十七年の二月二十五日、与党合意ということで、地域医療にとつての部分ですね、あるいは終身利用型老人ホームについては十分配慮をするところがあるわけです。それを踏まえて現在のこの法律になっていることは、先ほど山井議員からも御指摘がありましたけれども、

も、一般競争入札の部分、宿泊施設等というところ、そういったところについては基本的には配慮をした上で、あるいはこれまでの反省も十分踏まえた上でここに至っているということ、うなずかれていますので多分そういうことなんでしょうが、これは我々からすると、配慮に乏しいものだというふうには言わざるを得ないということをまず申し上げておきたいと思ひます。

少なくとも民主党は、この議論の中でいえば、年金問題の改革をしなければならぬ、その中でいうと、まず一つは、そういった施設あるいは公益法人についての天下りをまずしっかりやめるべきだということをまず一点上げておりました。そして、例えば社会保険病院であれば、全国の社会保険協会連合会、こういったところへの経営一括委託方式、こういったところにあるんじゃないのかということ、そういったものを改革すべきだということを言いました。あるいは、各施設の高コスト体質、こういったものをちゃんと改善する、そして経営努力をしようということを私は言っていました。

そして、さらにいえば、それぞれの施設の中で雇用を尊重するというふうな、その原則のもとで年金改革あるいは年金にまつわるこういった施設の改革というものをぜひやってもらいたいという話を私たちはしていたんですが、出てきたものは、三百二十八すべて基本的には廃止、売却をするというふうなことでして、地域の雇用はどうなるんだらうかという不安がかなり大きく広がっているわけなんです。

そういった中で、国民の皆さんが、書店に行けば公共の宿という雑誌が並んでいて、あるいはインターネットでもそうでしょう、これから夏休みにかけていろいろな宿泊施設を探そうという人たちが、被保険者の皆さんを中心として、こういった施設のいろいろなサービスを受けようというふうなふうに思っていると思うんですが、大臣自身は、国民の皆さんのどれぐらいが公共の宿あるいは地域医療の拠点がなくなるということを御認識されて

いると思ひますか。

○尾辻国務大臣 御質問の趣旨は、国民の皆さん方のどのぐらいの方がこのことを理解しておられるかという御趣旨でございましょうか。

そう改めてお聞きいただきますと、さあ、どのぐらいの国民の皆さん方にこのことを御理解いただいているかなとは思ひますけれども、社会保険庁に対する御関心というのは非常に高いものがございますから、その社会保険庁が持つております福祉施設を売却するということについては、かなりの方が御存じでいらつしやるというふうには私は考えております。

○泉(健)委員 しかし実際に、身近な施設、特に高額な費用をかけて建設した、よくマスコミでも流れる、報道で流れるものについては国民の皆さんも認識があると思うんですが、本場に公共の宿としてそれ以外にも全国各地さまざまな施設があるわけでして、そういったところで特に黒字を上げていたところなんかは、運営的にも、黒字というものの解釈は後でまた出てくる問題ですからこれは改めて追及をしますけれども、そういった中で利用が随分と進んでいたところもあったという中で、そういったものが本場になつてしまつたというところを実感している国民はまだまだ少ないというふうな思ひわけなんです。そういった中で、政府としてやはり、特に宿泊施設等のところ、二百六十一施設を一般競争入札ですべてなくしてしまふということについては、もう少し私は慎重に検討すべきではないのかという立場であります。

ですから、その意味では、この法案の検討期間をもう少し延長する、あるいは法案の出直しというところも考えていいのではないかと思ひますが、大臣、いかがでしょう。

○尾辻国務大臣 先ほどもお答えを申し上げましたけれども、宿泊施設ということでは申し上げた通り、これは民営圧迫という御批判も随分いただいたとおもひますから、そして閣議決定もありますというところも先ほど申し上げたとおりで

ございまして、いずれこうした公が持つておる宿泊施設というのは譲渡するというのが流れであるというふうな考えております。

○泉(健)委員 各施設について、私は少し厚生労働省なり社会保険庁の方から説明をいただきたいと思ひますが、各福祉還元施設を見たときに、では、果たして各施設ごとの、最近随分と経営状態が改善された部分もありますけれども、基本的には、減価償却の部分も含めてしまつと、ほとんどが赤字経営であったということになるわけですから、そのことについての総括、これは先ほどからこの審議の中で議論のある検証会議でしたか、そちらの方で一つ一つ検証されるということであつてよろしいでしょうか。

○青柳政府参考人 個々の施設についての例えば経営の評価のようなことをこの検証会議では意図はしてございせん。むしろ、こういった事業を実施してきたことについての検証ということを中心に行つていただいていると御理解ください。

○泉(健)委員 そうしますと、個々の施設の経営についての評価というのは、これはだれが責任を持つて行つていくわけですか。

○青柳政府参考人 個々の年金福祉施設の運営につきましては、まず委託先の公益法人との間で運営委託契約を結んでおりまして、その中で、委託先の法人は、施設の経営に当たっては、広くその周知を図り、被保険者等の積極的利用に努めるとともに、健全財政を保持し、収支の均衡を含め経営の責任に当たるといったことが明記されております。したがって、可能な限り健全経営に努めるということ、契約上も委託先の公益法人の責任ということになっております。

私どもは、こういった委託先の法人に対して、特に平成十六年度からは、減価償却費を含めた施設の経営見通し計画というものの提出を求めまして、より一層効率的な経営のための取り組みを行つていくということでございまして、私どもが法人を指導監督するという観点から評価と申しますか、適切な運営が行われるように指導して

そこが違法な何かの処理施設になったりですとか、もちろん、違法であればその後に取り締まるという方法もあるかもしれませんが、あるいは乱開発が進む可能性もあるかもしれない。しかし、その開発の方法なんかについては、基本的には開発されてからじゃないと多分皆さん動けないはずですよ。どの業者が、どんな母体のものがどういうことをするためにそこを獲得したのが全然

わからない状態で落札をされる。

では、グリーンピアはどうですか。さまざまな要件をたしか定めて入札をさせているはずですよ。検討委員会というのもちろんとあって、処分検討委員会の中で審査をして、その審査にかつたものは入札に参加する。なぜこっちはないんですか。

○青柳政府参考人 入札の参加資格そのものにつきましては、先ほどの答弁でも大臣の方からもお答えがございましたかと記憶しておりますが、例えば公序良俗違反というような、明らかに不適切なものについては、当然のことながら、これを入札に参加させないということは考えられるかと思いますが、グリーンピアあるいは他のこういった国の施設を譲渡する場合には、多くのものが例えばその事業を継続することを前提にして入札を行うというようなことが、ケースとしては多々ございます。

しかし、この年金福祉施設については、必ずしも継続というものをすべての施設に譲渡条件として入札を行うわけではございませんので、両者について同じように論じるということにはやや問題点もあろうかというふうに認識しております。

○泉(健)委員 結局、今のお答えを聞きますと、年金財産の損失の最小化、それだけをとると非常に言葉はいいんですが、そのためならある意味地元トラブルも辞さないということにこれはなってしまうと思えますよ。完全な一般競争入札ではそういったトラブルが今後起きてくるということをぜひ指摘しておきたいと思えます。ぜひ検討をいただきたいと思えます。

そして最後ですが、実は私は、さっきの公益法人のそれぞれの理事長の給料を調べましたら、大体年収が千五百万円前後ですね、皆さん。中には、ホームページからとったデータなので本当かと思つたんですが、非常勤の理事長という方がおられて、それは同じくやはり千五百万円ぐらいのお給料をもらっている。非常勤で千五百万円のお給料をもらえるってすごいなと。やはり厚生労働省

出身なわけなんですけれども。

新しい機構をつくる、そしてそれは独立行政法人だという中で、新しい独立行政法人にも理事長がいて、そしてそこにもお給料を払う、しかもこれはその業績に応じてお給料を払うわけですね。その方のやる気というものは、ある意味、ほかの公益法人のこういった理事長の給料というものはやはりどうしても比較検討の対象になつてくるわけですが、このそれぞれの公益法人は、多分、業績的に評価を新しい独立行政法人ほど受けるものではないという中で、しかも、それぞれ赤字の経営施設を幾つも抱えているながらこれだけの給料をもらっている。これは正直言つて、全く公益法人の管理に厚生労働省、社会保険庁は資しないということをお話しさせていただきたいと私は思います。

大臣、最後になりますけれども、公益法人の理事長の高給ということについて、非常に財源が厳しい中で、年金財政の損失の最小化を図るといっているながら、いまだに千五百万円のお給料、年収をもらっていることについてどう思われますか。

○尾辻国務大臣 今のお話は、今度売却することになる施設を持つておる公益法人についてのお話だと思えますけれども、いずれにいたしまして、もう施設がなくなれば、それぞれに、公益法人の役割もなくなつていたり小さくなつていたりするわけでございますから、公益法人そのものの整理といったようなものを進めていくことになつてきます。そうした中で、改めてその辺の数字も見せていただきまして、御批判を受けないようにさせていただきたいと存じます。

○泉(健)委員 公益法人に猶予を与えないように、しっかりと改革に取り組んでください。どうもありがとうございます。

○北川委員長代理 次に、山口富男君。

○山口(富)委員 日本共産党の山口富男です。今回の整理機構法案なんですけれども、ここで譲渡、廃止の対象とされている施設が、年金福祉施設、健康保険福祉施設、合わせて三百二十八あ

ると言われております。ここには、病院、診療所、老人ホーム、宿泊施設、それから、きょうもいろいろ上がりましたけれども、各地の行事ができる施設だとか文化施設だとか、さまざまなものがあります。この一つ一つを見ますと、根拠になつた法律も違いますし、つくられた経過や、現に果たしている役割、年金財政との関係でどういう問題があるのか、それぞれ違うものになつています。

ところが、この法案を見ますと、これは組織法ですから、いわば法人のプロファイルしか出てきません。今度の一連の社会福祉施設等の売却、譲渡の問題というのは、結局、年金問題で噴き上がった社会保険庁などへの批判の問題のツケが、国民の日常のさまざまな、中には検討しなきゃいけないものもあると思えますけれども、施設の売却という形でツケが回つてくるということが実際の正体だと思うんです。

ところが、この法案そのものには、なぜこれらの施設を売却しなきゃいけないのか、それから、それぞれの施設は一体どういう仕事や役割を果たしているのかとか、そういうものを考えたり吟味する視点は全く含まれておりません。いわば初めから譲渡、廃止がすべてであり、始まりであり終わりである、そういうすかすかの法案になつていくというのが、私のこれを読んだ最初の感想なんです。

まず、尾辻大臣にこの法案に即して尋ねてまいりますけれども、第三条が「機構の目的」と掲げられております。それで、ここを見ますと、年金福祉施設等の整理を図ることが年金事業それから政府管掌の健康保険事業の適切な財政運営に資するんだということになつております。一体どうしてこれらの施設を譲渡、廃止すると、この法案に掲げている適切な財政運営に資することになるのか、これを示してほしいと思えます。

○尾辻国務大臣 機構におきましては、年金資金等への損失を最小化するという考え方のもとで年金福祉施設等の譲渡等を進めまして、その売却収入を特別会計に納付し年金給付等に充てることのできる財源とする、そのところをもつて保険事業の適切な財政運営に資することになる、そういうふうに考えておるところでございます。

○山口(富)委員 損失の最小化ということなんですが、今これは年金財政の損失になつていいるんですか、これらの施設は。

○尾辻国務大臣 申し上げておりますのは、損失を最小化すると言つております意味は、一つは、売却をする、それをできるだけ高く売らないと損失が大きくなる、そこでその損失を最小化するという表現を使つておりますけれども、言っている意味は、できるだけ高くで売りたい、こういうふうに御理解いただきたいと存じます。

○山口(富)委員 そうしますと、売却の価格差の問題の意味だということになりますね。

では、重ねてお尋ねしますけれども、この三百二十八施設、これは全部赤字なんですか、現在。

○尾辻国務大臣 今、三百二十八施設の収支状況についてお尋ねでございますから、お答えを申し上げます。

年金福祉施設等に係る平成十五年度の単年度収入につきましては、三百二十八施設中、黒字が二百五十二施設、赤字が七十六施設となつておりまして、トータルでは二十七億円の黒字となつております。

また、平成十五年度までの累積収支について見ますと、黒字が同じく、単年度の数字と同じくと申し上げておるところでございますが、二百五十二施設、赤字が七十六施設でありまして、トータルでは五百四十七億円の黒字となつておるところでございます。

○山口(富)委員 今大臣に示していただいた資料は、きょう、理事会の了解を得まして、皆さんのお手元に配付いたしました資料の四ページ目から出ております。私は三百二十八施設の全部の収支表をいただきたいんですけれども、私が別に意地悪したわけじゃなくて、社会保険庁の資料が細かい数字なものですから大変見にくくなつておりますが、しかし、今大臣が認められましたように、三

百二十八のうち、平成十五年度でいいますと、単年度でも二百五十二、七六・八%が黒字であるということです。

ところが、今度の法案では、法案の第五条というのがあります、機構に資本金を政府から出資できるんですけれども、これが大体皆さん方の計算ですと五年間で三百億円だとされています。私はどうも数字がかみ合わないと思うんですが、先ほどの大臣の話でも、単年度でいえば二十七億円の黒字である、それから累積でいえば五百四十七億円の黒字であると。一体そういう施設を何で三百億円かけて売却しなきゃいけないんでしょうか。

しかも、この三百億円の中身をあらわしたくないんですが、これはお届けしました資料の二枚目なんですけれども、三百億円の内訳が書かれております。人件費等、物件費を含めて六十億、鑑定、委託等で二十億、解体費で何と百九十億円なんです。

この百九十億円というのはどういう意味を持つかといいますと、例えば厚生年金病院、これは大臣御存じのように、今、十の厚生年金病院の院長さんがみんな共同して、何とか残そうじゃないかという運動を繰り広げていらつしやいます。この頑張った頑張ったつくってきた剰余金を見ますと、これが二百六十八億円なんです。それからまた、私が求めた資料で、いただいたら、どういうわけか社会保険病院も全部くっつけてこれらまして、これは対象外じゃないかと私は言っているんですけれども、それを除きましても政府管掌部分の累積の剰余で百七十四億円なんです。

いねば、百七十四億円という剰余を上げているところを百九十億円かけて解体する。これは全く話が国民に対しては見えるはずがない仕組みだと思わんですが、何でこういうことになるんでしょうか。

○青柳政府参考人 幾つかの点でちよつと御訂正というか御修正をいただかなければいけない点があるうかと存じます。

まず最初に……(山口(富)委員)余分なこと言わなくてもいいよ。あなた方の資料で私は質問しているんだよ」と呼ぶはい。まず、百九十億円についてから御説明いたします。

この百九十億円の意味は、先生今御提出いただいた資料の中にもございますように、全施設の二〇%を解体するとした場合の試算ということでございます。これは、二十年以上たっているような老朽施設についてはなかなか施設ごと売れないであろうということを前提にしてこの二〇%という数字を算出しておるといことを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○山口(富)委員 あなたの答弁を先ほどから聞いていますと、不動産の鑑定ですよ、その立場は。

年金、国民の皆さんが生活の中から本当に大変な思いをして出している、この問題で我々は昨年からもう大討論してきたわけですよ。私が聞いたのは、あなたが言いましたけれども、二〇%の問題だとか、そういうのは書いてあるから読めばわかるんですよ。しかし、現に黒字の施設が多数であるのに、しかもそれはやつとこまですくり上げてきたもののなかに、それを上回るあるいは同額の規模の予算をつくって何で売却に進まなきゃいけないのか、それを説明してほしいと言っているんです。不動産屋の立場じゃなくて、年金を扱っている人の立場として国民にあなたはちゃんと説明しなさいよ。

○尾辻国務大臣 これは私が感じておりますことを極めて率直に申し上げたいと思いますが、これを売るといふことはやはり国民の皆さん方の御意思だといふふうに私は理解してこの法案を出させていたでおるところでございます。私が言っている意味は去年からのずっと議論の積み重ねの中で申し上げておるところはおわかりだろうと思わしますので、あえてもう細かなことは言いませんが、私の今の気持ちは、やはり国民の皆さん方の御意思に基づいてこの法案を出させていただいておるというふうに思っております。

○山口(富)委員 でしたら、大臣、私は法案提出に

至ったその意思が間違っていると思うんですね。だって、国民の中から、また利用者の皆さんから、三百二十八をなくしてくれという声は出ていないじゃないですか。もちろん、個々の施設で赤字があれば、それは手直しする必要があるし、年金との関係で財政に穴をあけるようなことがあったら、それは正さなきゃいけません。

しかし、この一年で問われたものは何だったのかという、例えば年金財政の流用の問題でしょう。それからまた一連の監修料にかかわる問題。それからグリーンピアは、十三カ所、今大体その後の扱いは終わったようだけれども、そのうちたしか八カ所が厚生労働大臣の経験者の出身県に置かれていて、おかしいじゃないかという意見も随分ありました。それからまた天下りの問題ですね。まだ今度の法案にかかわる天下りというのははっきりしていないんですけれども、資料の一番最後に、厚生労働省がつくった資料で、これは全部ではありませんが、委託先法人に行っている厚労省出身者が一体何人いるかということで、大変な数に上っているというのは皆さん方自身が資料として出しているところですよ。

そういう問題に対する批判と怒り、それが何で三百二十八もの施設の譲渡、廃止で解決するのか。解決するはずないんですよ。大体、十三のグリーンピアの処分を通じて一つでも、おかしいと言われた政治家とかかわり、それから巨額のお金でつくったけれども豪華過ぎちゃって利用者も少なかった、そういうことへの批判とか明らかにしたもののというのは結局なかったわけですね。

だから、大臣に私は重ねて聞いておきたいんですけれども、今必要になってくるのは、少なくともこの施設の問題についていえば、やはり一つ一つが、例えば病院があり、診療所があり、老人ホームがあるわけですから、どうしてつくられたのか、どういう地域的な特性などを持っていたのか、そういうことをきちんと明らかにすることが政治の責任なんだ、初めに売却ありきということがなくなってしまつたら政治の責任の果たしよ

うがないじゃないかと言っているんです。

きよう、質疑の中で大臣は繰り返して、身ぎれいになるんだということをおっしゃいました。しかし、身ぎれいになるといふ言葉は、正しく使うということになったら、これは売り払うことじゃないんです。政治家としてはその問題の責任をきちんと明確にするということでしょう。そういう姿勢で臨んでいただかなければ、大事な国民の財産の処分なんかやつてもらつちゃ困りますよ。いかがですか、大臣。

○尾辻国務大臣 よく総論賛成、各論反対なんという表現を使うことがありますが、正確にそのまま今度のケースが当てはまると思わないんですが、今度の御議論、ずっと私も皆さん方の御意見も聞きながら、とにかく一番適切な答え、最善の答えをつくってお出ししようと思ひながら、ずっと私なりに皆さん方のお声に対して耳を傾けてきたつもりであります。その中で私の頭の中に去来した言葉で言うと、やはりそういう言葉でございます。

私が申し上げておりますことは、やはりいろいろな御批判があります。その御批判、確かに、一つずつ私どもはこたえていかなきゃいけませんし、反省もしなきゃいけませんし、見直しもしていかなくちゃいけない、そのとおりでありますから、一つずつやっていくことは当然でありますし、これまでも既に、社会保険庁に限っていいますと、緊急対応プログラムなどをつくって八十項目の見直しを進めてきました。

そうした中で、やはり社会保険庁、もうとにかくこれからという皆さん方のお声、これは当然、そういうお声があると我々が反省しなきゃいかぬわけでありまして、そういうお声がある、そして、その中で、持っている福祉施設ももうだめだといふふうに、全部売却せよ、それも例外なくやれというお声が大半であったというふうに私は思うわけでありまして。

そうした中で、一つずつ点検するというのはなかなか、これはまた、そういう例外なく売却せよ

というお声の前には、これは売っていいですか、これはどうしようかという判断ではなかったというふうに今振り返って思うわけでございます。

○山口(憲)委員 大臣、重ね重ね質問になります。が、例外なく売ってしまえという声が多数だったというのは、どこの声なんですか。国民の声なんですか。

○尾辻国務大臣 私が受けました気持ちをもそのまますし上げますと、私は、やはり国民の皆さん方の大半のお声であったというふうに感じております。

○山口(憲)委員 それは全く違いますね。だって、大臣自身がこの間、地方から、各種の施設の問題、特に病院関係、診療所関係を中心にして、存続、発展を願うという声をたくさんもっているはずですよ。それは聞いていないんですか。

そここそ、やはり今度の問題でいいですよ、売却したり、廃止したら終わりにやないんですよ。そういう批判を浴びた社会保険庁の姿勢はどうだったのか、国でいえば年金行政はどうだったのか、そういうことがきちんと明らかにならなければ、この問題の解決にならないじゃないか。

私が申ししたのは、三百二十八、それぞれ全部一つ一つ調べろ、そういう意味合いではないんですよ。問題の性格からいって、三百二十八施設を処分することが国民の声にこたえることにならない。いわゆる起こってきた不正流用の問題ですとか、さまざまな問題についてきちんとした態度を示すことが、先ほど身ぎれいにするとおっしゃいましたから、身ぎれいになるということじゃないか。しかも、施設について言ったら、一つ一つが条件が違ふんだから、丸めて、それこそ例外なしにやってみようという方向をとるべきでないというのを申し上げたんです。

では、話を進めまして、三百二十八施設なんですけれども、この資産価値の問題なんです、法案の十五条を見ますと、一定の残余が出た場合には各種の勘定に納付するということになるわけ

ですね。これは、先ほど大臣がおっしゃいました、最小化を図っていくんだということにかかわってくると思うんですが、今の三百二十八の施設の資産価値をどう見込んでいるのか。それから、これを譲渡、廃止した場合にどれだけの残余なり売却益を見込んでいるのか、これを示していただきたいと思ひます。

○青柳政府参考人 独立行政法人へ出資を予定しております対象財産、すなわち三百二十八施設に係ります平成十五年度末の国有財産台帳におけるいわゆる簿価ベースの価格は、約八千九百億円となっております。

これを、独立行政法人に財産出資をいたします場合には、法案の附則の第二条第三項それから第三条の第三項におきまして、出資時における時価を基準として評価委員が改めてその資産価値を評価するというところにされておりますので、今のお示しをいたしました八千九百億円は一つの目安ではございますが、具体的に出資に当たりまして評価をいたしますと、この金額がまた変わってくるということとで御了解を賜りたいというふうに存じます。

また、施設の売却をする際に、その都度適正な評価額をもとに売却をするということとなっておりますので、現時点であらかじめ売却益を確定するということは大変難しいということとで御理解を賜りたいと存じます。

○山口(憲)委員 今の価格を評価するのはもう一回検討するんだという話がありましたけれども、少なくとも、この資料の一枚目にありますが、台帳価格で見ると大体八千九百億円だということになりました。先ほど、この施設に注ぎ込んだお金で、たしか一兆四千億円という話がありました。

いずれにしろ、それだけの巨額な国民の財産にかかわる問題なんですね。大臣も、それを扱うんだから、むだを省くという言い方はおかしいかしりませんが、できるだけ最小化して、国庫にも来るものはありますよという話でした。

それが今度の法人の第三条に掲げた「財政運営に資することを目的」という中身だったはずなん

ですが、今の青柳部長の話ですと、掲げた目的さえ、一体どういうことになるのか現段階ではわからないということではないんですか。

○青柳政府参考人 繰り返になりますが、現時点では、正確な数字をちよつと把握のしようがございません。

ただ、我々が一つの参考数字としてあえてお示しができるものがあるとすれば、社会保険庁が平成十四年度から今日までの間に売却をいたしました年金福祉施設が若干ございます。これを、土地建物と一体として売却したものが六件ございまして、この六件について、そのそれぞれの簿価に対する実際の売却額の比率というものを数字として見ることができようかと思ひます。もちろん、高いものと低いもので物すごくいわば幅がございまして、どう見たらいいかという判断は一つあるかもしれませんが、単純に平均をいたしますと、簿価に対する売却額が二七・五％という比率になっておるといことは数字として出てまいります。

したがって、これも機械的な計算ではございますが、先ほどの簿価八千九百億円にただいま申し上げました二七・五％を機械的に乗ずると、答えは二千四百億円程度という一つの参照数字が出てくるというふうに私どもは考えております。

○山口(憲)委員 今、仮に参照数字ということとで二千四百億という話がありました、単純に考えまして、二千四百億から三百億と必要な経費を除いた残りが皆さん方の計算では国庫に入ってくる、そういう考えでよろしいんですか。

○青柳政府参考人 三百億円がまさに、経費と今先生のおっしゃった、人件費その他の経費に当たりますので、単純計算をすれば、二千四百引く三百が国庫に入るといふふうになるかと存じます。

○山口(憲)委員 これは、ちよつと言葉は悪いですが、ばくちみたいなものですね、今の説明だと、注ぎ込んだお金から考えますと、これだけの一兆円前後の国民の努力が、いわば下手をすると泡に

なっちゃうといひますか、それで残るのが、この間の六件の経験だと二七・五％程度だということでした。

私は、これだけの規模からいきまして、これは大変な国有財産の処分になりますから、やはりもう一回立ちどまって、この抱えている問題、特に、今度の施設の設定については第三条で厚生労働大臣が定めるということになっていきますから、これはもう一度きちんと、よく法案審議の過程を見ながら考えるという立場で大臣に臨んでいただきたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 今、仮の計算ということでお示しをいたしましたけれども、その数字で申ししましても、大変国民の皆様方に申しわけないことになるということを感じするわけでございます。本当に申しわけないと思ひます。

ただ、今回これをしないとしてどうなるかということもまた考えなきゃならぬと思っております。特に、いろいろな御批判の中で、年金積立金、これは原則としていひますか、基本的にいいんですか、あえてそう言わざるを得ませんのは、年金の御相談みたいな部分が少しありますので、厳密にすべてというわけじゃありませんけれども、そういう、どうしてもやむを得ない、その他に使わざるを得ない金は別といたしまして、とにかく積立金をそっくりそのまま給付に充てるということになっておりますから、そうした前提でいたしますと、こうした措置をきつちりとっておくことが長い目で見てやはり損失を一番小さくすることだ、こういうふうに判断しているところでござい

ます。

○山口(憲)委員 私の質問への答えはただけま

せんでしたけれども、少なくとも大臣が、これを進めると国民の皆さんに対して済まないことになるという答弁をされたことは、私は、大臣としては本当に思ひ切った発言だと思うんです。そういう事態が確かにあるわけですから、お互いにここは、私はこういうやり方は反対ですけども、大臣は進める立場なんだろうが、しかし、立場の

違いはあったとしても、国民の財産を扱うという立場から、必ず、こういう済まないことが起こらないように私はやっていただきたい。

それで、これは具体的に考える必要があると思うんですね。今度の廃止、譲渡の施設に上げられている一つに、社会保険診療所や健康管理センターがあります。まず、これがなぜ置かれているのか、設置の目的。そして、特に東京の場合は二つ合わせますと四つありますけれども、どういう特徴的な仕事をしているのか。皆さん方はこの仕事に対してどういう評価をしているのか。これを示していただきたいと思っています。

○青柳政府参考人 まず、社会保険診療所についての設置目的ということからお答えをさせていただきます。

これは、昭和二十年代に保険あつて医療なしと言われた状況に對しまして、保険者が行う保健福祉事業の一環として、被保険者の方々の受診機会の向上、あるいは保険診療の普及普及、あるいは集団結核検査等を目的として設置をしたものでございまして、三十年代後半以降は、より広く、疾病予防や健康管理を目的としたいいわゆる生活習慣病予防検査等の各種検査をあわせて実施するという形で今日に至っているものでございます。

また、健康管理センターと社会保険診療所、東京でどのように組み合わせ活用しているかということについての尋ねでございますが、東京の場合にはこれまで、八王子にございます健康管理センターと都内の三カ所にございます診療所の健康センターのコンピュータをネットワークで結びまして、データを相互にやりとりできるような管理の形をとることにございまして、被保険者の方々の健康をどの地域におられてもデータのやりとりをすることによって適切に管理できるように、そういうネットワークをつくられておるといふふうに承知をしております。

これに對しての評価というお尋ねがございましたので、最後に申し上げます。

うに、診療所あるいは健康管理センターがいわゆる生活習慣病の予防健診というように大きな中心的な役割を果たしてきたということは私も評価をしております。ところでございまして、このような状況の中で、相互に健診情報の共有を図るという独自の取り組みが東京における一つの大きな機能であるというお話でございました。

しかしながら、実は、近年はこういった健診実施機関の充実が各地で進んでおりますので、民間医療機関への委託も順次拡大しております。私どもとしては、実はこうした健診結果は全国的に集中管理をして活用する体制を整えたところでございまして、東京の先駆的な例を現在では全国で活用できるような形に改めつつあるというふう

に御理解をいただければと思います。

○山口(富)委員 今、医療も外部診療もやりま

すけれども、しかし健診それから健康予防、この点では全国でも先駆的な役割を果たしたという説明がありました。

それで、ちよつと時間が限られてきましたので、健康局長に簡単に答え願いたいんですが、

今、国は健診の問題、予防の問題を大変重視されていまして、そういう立場からいいますと、今東京でかけがえのない役割を果たしている社会保険の診療所や八王子の健康センター、これをなくしていく方向というのは国の施策と相反するんじゃないですか。

(北川委員長代理退席、委員長着席)

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

健診とかあるいは保健指導、こういうものを中心とします生活習慣病対策を充実させること、これは、国民の健康増進、それから生活の質の向上等の観点から大変重要であるというふうに考えております。

特に、健診は、生活習慣病の有病者、あるいはその前の状態にあります者を早期に発見して適切な保健指導や治療につなげることを目的としておりまして、健診後の適切な保健指導等によりまして、個人の生活習慣の改善あるいは発症予防の効

果が期待されているところでございます。

○山口(富)委員 大臣、資料の七ページ目をのら

いいただきましたんですが、これは厚生労働省にお願いしまして、各診療所がどういう役割を果たしているのか、簡単にまとめていただきました。

ここに事業内容が紹介されておりますけれども、そこを讀みましても、例えば、被保険者等の疾病の予防活動や早期発見及び早期治療等の二次予防のために健診による力を発揮している。それからまた、健康の保持増進を図るだけでなく、医療費の適正化にも寄与している。非常に大事なところですね。

私はやはり、なぜこういう大事な仕事をしているところ、これは健康局長も大事だとお認めになりました。これを壊す必要があるのかと。これは、初めから一律廃止の方針をとったがためにこういう問題が生まれていると思うんです。大臣、国がやろうとしている健診の重視、予防の問題、これと反するようなやり方をこの法人化の問題では絶対にとらないでいただきたい。これは大臣に答えていただきたい。

○尾辻国務大臣 今、この七ページに書かれてあ

りますようなことというのは、これはまた私どもが施策として進めなきゃならないことでござい

ます。こうした機能だけはきっちり維持したいと思っております。これらの進め方というのは、

私どもは、施設を売却するということは別に、万全を期してまいりたいと存じます。

○山口(富)委員 私は、これは今回の質問で取り

上げますが、今の政府のやり方では機能の維持も非常に不安であるというふうに考えております。

ですから、これはやはり、一律譲渡、廃止の方針でなく、個々に必要な手をきちんととりながら、特に医療関係、公的な仕事をやっているところについてはその状態が維持改善されるように努めていただくことを求めまして、一回目の質疑を終えたいと思います。

○鴨下委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

本日の議題になっております独立行政法人による年金関連の福祉施設並びに医療施設等々の売却に関連する法案の審議に当たりまして、きょうの午前中の委員会でございましたが、米澤委員が、これは本当の意味で厚生労働行政の自滅、みずから墓穴を掘るようなやり方に等しいという指摘をなさいました。このことを大臣はどう聞かれたのか。非常にあの米澤委員の言葉というのは、もしかして御自身が社会保険病院あるいは厚生年金病院を御利用された利用者としての切実な思いからというふうにもみ大臣が受けとめたくなったのであれば、私は、あれだけのことを言われた米澤委員の気持ちというのはきつと十分伝わっていないように思います。

各委員、どなたもきょうは御指摘でございますが、私もここではつきりさせたいのは、これは単に尾辻大臣が国民に對して、国民の不評、この間の社会保険庁のいろいろな失敗、それはひいては厚生行政の失敗、そのことに對して表面の金銭的な、金銭をもつて最小限の国民被害であつたというふうに帰結させようとするなら、それにおいて逆に、本当にこれらで積み上げてきた厚生労働行政のみずからの反省と、そして今後の展望を失うということこそをまず冒頭指摘させていただきたいと思ひます。

そして、そのことも多少関連いたしますので、同じように、数字でまやかして、厚生労働省と公益法人の間のきちんとした管理監督をみくらまししている事件があると私は思ひますので、冒頭、そのことを取り上げさせていただきます。

テーマは骨髄バンクについてでございます。

骨髄移植と申しますものは、一九九二年からこうしたバンク組織ができ上がりまして、現状では約八百人近くの方が骨髄移植をお受けになつて、難病と言われます白血病を初めとする疾患の一つの希望を見出したり、あるいは回復をなさる方もございます。その意味では、十数年経て定着をしてまいりましたし、毎年毎年二万人を上回る方が

ドネーションをしていただきます。あの美しい夏目雅子さんがテレビでつつり笑うので、ああそうかと思つてドネーションしてくださる方も多うございます。

でも、私は、それだけ国民に広がり、そしてそのことによって治療、回復の希望を持てる人がふえたときだからこそ、この骨髄バンクのあり方、公益法人でございまして、このあり方がどうであるのかということが、透明性を持ち、きちんと説明責任を果たし、本当に公益をきつちりと提供している団体にならなければいけないと思つております。

まず、ここに六月六日の朝日新聞の記事、きょうは皆さんのお手元には資料配付いたしませんでしたが、ここには、この間、骨髄移植バンクに留保金というのがございまして、事業収益から幾分かを留保しながら予備力を持つていく留保金というのがございまして、これが二〇〇四年度には五億円以上に膨らむのではないかと記事がございまして。

公益法人は、その留保金を、補助金も入っておりますし、たくさん留保金を持つて運営されるものではなく、大体全体の運営の三〇％内外にとどめよということが、これは厚生労働省からの指導でございます。

冒頭、まず事務局サイドに伺いますが、この膨大に膨らんできている内部留保金、実は去年が四億七千、その前が三億でございまして。ことがまた五億を超すかもしれない。

こうした事態は、実はこれを管理監督する厚生労働省が、あらかじめその事業運営のあり方、特に患者さんにとっては一件一件移植を受けるときの費用にかかわってきますから、もしも留保金があるなら、もっと患者さんは安く受けたい、自己負担を軽減してほしいと思つておられます。この過大な留保金について、まず御説明願います。

○田中政府参考人 御説明申し上げます。

御質問の財団法人の骨髄移植推進財団でございすけれども、平成十三年に基本財産から二億円

を取り崩すというような、過去、財政難の状況というのが続いておりました。以後、経費節減等、あるいは患者負担金の見直し、さまざまな改善努力をいたしまして、結果として平成十五年度末の内部留保額が四億円を超えるという状態になりました。

私ども、指導基準としております公益法人の内部留保の水準というのがございまして、事業費及び管理費の三割を超えないようにという御指導を申し上げているんですけれども、これを超えているようだとということで、六月の六日でございすけれども、この財団に対して臨時の立入検査を行ったところでございます。

まずは、経理処上の問題が二つほどございまして、一つは、未収金について、回収不能な見込み金額を貸倒引当金として計上していなかったとか、あるいは退職給付引当金について必要な金額を計上していなかったというようなことがございまして、これを御指摘申し上げました。

それと同時に、財団の安定的な運営に必要な資金を考慮しつつ、患者負担金の軽減の可能性についても検討するべきではないか、こんなような御指摘をすると同時に、速やかに改善措置を講ずるよう勧告をしたところでございます。現在、財団におきまして改善策につきましての検討がなされております。

厚生労働省といたしましても、引き続き、健全な経営が行われますように、必要な指導監督をしてまいる所存でございまして。

○阿部委員 表向きの説明はそのようでございましょう。

私は、実はここに、平成十六年度、二〇〇四年度の収支報告書を持つております。この中では、今局長がお話しになりました患者負担金の未納金、これは、今このような経済状態が悪い、患者さんが移植を受けてもお金が払えない、それがずっと累積していたものをこれまで計上してございまして、十年分近くを合わせて計上して五千三百十三万円。そしてもう一つ、職員の退職引

当金もずっと計上してございましてした。これを含めて三千三十一万円。約八千万円のお金を十年分まとめて計上させて、やっと表に出た留保金が四億七千万です。逆に、厚生労働省がそれだけの操作をしなければ、ここに五億五千万以上の留保金が発生してございまして。

私は、こういう指導の仕方、表の数字を五億を超させないため、去年が四億だった、ことが五億、これは両方とも多いお金です。そして、本来は一刻も早く患者さんのために軽減するような向きに回すべきものでございまして。その批判を恐れ、行政の指導の怠慢を言い逃れするために、十年分一挙に会計処理させるようなやり方。公益法人の会計処理の甘さ、それを管理監督すべき厚生労働行政の本当に手ぬるいやり方。実はこのモデルこそ、これから私が問ひかけたいこの独立行政法人問題にも、本当にそっくりの構造が反映しております。

大臣に伺います。公益法人は、特に厚生労働省下の公益法人は省庁の中で最も数が多いと私の記憶にはございます。そして、命を預かるような分野、こういう骨髄移植、かつては臓器移植ネットワークというもう一つの臓器移植団体が、これは移植学会にトンネル寄附をして大きく問題になりました。命を預かる分野の公益性の高い法人は、やはりきつちりと、本当に会計処理も含めて、最大の国民利益のためにあるという姿勢を貫かなければ、極めてグレーな、そしてやみからやみへの部分になってまいります。

私は、今回の厚生省が骨髄バンクに対して行ったところの、実は二年にわたる怠慢を一挙に書類操作し、十年前のものまで引き込んできたこのやり方。どうしてもやはり大臣にきつちりと、今後こういうことのないように、毎年毎年の指導できつちりやっていただきたい。そうでなければ、本当の意味でこうした医療が定着していく道が阻害されます。

大臣には、きょう私はこれを予告してございまして、今私が局長とやりとりしたただけのこと

で恐縮ですが、もう一度この事態について、骨髄バンクの内部留保金が、実は現在四億以上の補助金が入つてございまして。しかし、内部留保金はこの書類操作をしなければ五億五千万ございまして。こういう事態はともいびつだし、そのようなことを放置してきた厚生労働省も、もしもこの朝日新聞の記事が出なければ、やみからやみだったと思ひます。その点において、きつちりとした行政指導をしていかれるという御決意をまず賜りたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 まず、一般論で申し上げますけれども、厚生労働省所管の公益法人に限らず、公益法人が透明性を持ちまして、きつちりとした会計処理もなされていなきやならない、これは仰せのとおりでございまして。

具体的な骨髄バンクのきょうのお話でございまして、私も初めて聞きましたし、特に今先生が、操作をしなければ五億幾ら、それで今表へ出てくる留保が四億とかというお話をしておられるところでございますが、この辺につきましましては、今のお話だけでは理解できませんので、後でよく聞きまして、私もまた理解をし、適切に対処したい、こういうふう存じます。

○阿部委員 ぜひよろしく願ひいたします。

さて、本題に戻らせていただきますが、この間提案されております独立行政法人によって、年金にかかわるさまざまな国民が払った保険料の運用について、より国民の声に従うようにしたいというところの御提案でございました。そして、各委員からの御質疑の中では、例えば、病院を初め、あるいは地域の厚生年金会館など、その地域で文化や暮らしにかかわって強く要望されているものもあつて、一体国民のニーズということをどういうふうに通つておられるのか。国民のニーズというのは何なのか。この法案の冒頭の趣旨になつてございまして、経済環境、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等を踏まえ、ということ、国民のニーズというのが何であるかということ、他の委員もお聞きでございました。

が、私は今もって、この点について、青柳部長からも大臣からも、国民のニーズということを本當に把握しておられるのか、御理解しておられるのかという点について、きょうの審議の中では確認することができませんでした。

そもそも、参議院でも先議され、そして参議院においても、また本日の委員会においても、この法案の出され方が、本来自分たちが何を批判されたのかに対しての自己総括、子供もそうです、怒られたらとにかくごめんなさいとは言います、だけれども、何が悪くてどのように変えたらいいのかを自分自身が理解しないと、本當の反省にはなっていない。私は、こういうことを言う子供に失礼ですが、これは子供以下だと思えます。とりあえず批判されていることを、さっき言った、金でござます。金でござませば、不動産鑑定みたいな話ばかりでした、それが最大に売れる。一般入札に入れたたき売って、さあ幾らで売れました、ごめんなさいとしましうと。

国民の望んでいるものはそんなものではないと思います。国民はそこまではかではないです。皆さんが考えているほど単純でもなければ、本當に今求められているものは、例えば、医療においては、これからますます高齢化していく。さまざまな障害が起こる。そのとき、どこが一番きちんとリハビリをやってくれたか。それが米澤先生の例でした。大臣が、本當に本當に、この事態に私は目を開いてほしい。国民のニーズとは何なのか。そのときに、大臣がそこに本當に目を開かれたときに、厚生労働行政は信頼を取り戻すのだと私は思います。大臣、国民のニーズというのは何ですか。

○尾辻国務大臣 社会保険庁に対するさまざまな御批判をいただきました。その大きな一つが、むだが多過ぎる、むだ遣いをしておる、こういうことでございました。そして、そのむだ遣いの最たるものがこの福祉施設だというふうに国民の皆さん方の御指摘をいただいたと私は理解をいたしております。

したがって、今改めて国民のニーズとは何ぞや、こういうふうにお聞きになりますと、ここでご言っております国民のニーズというのは、むだ遣いを排せよというお声でありまして、そしてその先にありますのは、福祉施設を売却せよ、こういうものであったというふうにご理解をいたして、まさに国民のニーズをそういうふうにご理解をいたして今回の法案をお出ししておるところでございます。

○阿部委員 私が申し上げたいのは、国民のニーズとはそんな単に表面の浅はかなものではないということ。もちろん、むだ遣いを正すのはこれは当たり前です。これを国民のニーズとは言いません。こんなことは常識です。だれが好んでむだ遣いしてしまうのか。しかしながら、むだ遣いしてきまして、社会保険庁のやり方はむだ遣いしてきましてあります。その部分を正すこと、今回、また新たに独立行政法人をつくり、私はこれはさらなるむだ遣いだと思えます。先ほど、そこにかかる費用は経費だからまた保険料からと言いました。経費と言いついて、また本當にわけのわからない箱をつくって、そこに失礼な言葉ながらくそみそ一緒に突っ込んで、バナナのようにたたき売る、こういうものが果たして国民の望む形なのか。

国民は今、郵政民営化よりも、もっと年金を初めとして厚生労働行政こそしっかりとしてほしいと思っております。浅はかな思いで厚生労働省に期待しているのではないと思えます。そして、私は、もう一つ言わせていただきたいのですが、参議院のずっと審議の議事録を読み、またきょう伺っても、実は厚生労働省自身の総括がないのです。社会保険庁を監督する厚生労働省自身が、この間のいろいろな、さっきの健康、健診政策を打ってきた、あるいは社会保険病院をつくってきた、厚生年金病院をつくってきた、みんな厚生労働行政です。その時々、政策として打ち出し、そして手法としては公益法人を使ってやってきました。政策が誤りであったか、時代が

変わったか、これからはどうかという総括が一つに必要だと思えます。いま一つは、先ほど来私が指摘させていただいている公益法人と厚生省のあり方において、きちんとした管理監督なり、保険者に最小限の負担で済むような運営がなされてきたかということこそを、厚生労働省には総括していただきたいです。

その視点がなければ、こちらで有識者会議、私はこれは外から見た総括だと思えます。しかし、みずから担ったものにはみずからの誇りがあつてしかるべきです。私は、実は議員になって五年目。そして、五年前、私が国会に来たときの医政局長は伊藤さんという方でした。その後、この社会保険関連施設に天下った云々の批判のある方ですが、私は、そういうことにおいて彼を批判しようとは思っていません。実は、彼とは、戦後の日本の皆さんがやってきた厚生労働省の医療行政がどんなものであったかという話を、随分、幾度にもわたつてお話を伺いました。

例えば、戦後間もないころ、まだまだ日本の中に十分な医療施設がないときに厚生年金病院はつくられました。各地で戦争から傷ついて帰ってきた傷痍軍人と呼ばれる皆さん、あるいはそのほかさまざまな、整形外科の疾患でリハビリが必要となる方を含めて、とにかく病院の量をふやさないといけない時代。それからさらに質を上げようとした時代。おのおの、今に至るまで四期ほどの区分けをして彼は説明をなさいました。私は、みずからやってきたことに何から何までこれで終わりというやり方をする省庁を信じません。それは、坊主丸ざんげでしたか、とにかく、ざんげの値打ちもないのです、そういうのは、やはり、自分のやってきたことは誇りを持って、そして現時点で何が必要かを国民に問ひかけるくらいの気概を持ってやっていただかなければ、実は命を預かる厚生労働行政なんか私はできないと思っております。私は、特に、医療提供

体制ということから、現在の日本における最も国民の求めているニーズは何かということで、大臣とお話をしたいと思えます。

今、厚生労働省では、医療提供体制の見直しというのを行ってございます。大臣も御存じかもしませんが、医療計画の見直し等に関する検討会というものが、五月三十日までの間に、この間、九回行われております。これはいわゆる医療計画です。どこにどういった病院を置き、どのような機能を担わせ、お互いのネットワークをつくり、これからの少子高齢社会をどのように展望していくかという、この医療計画制度のあり方についてという何回かの審議を見て、まず一つ、大変に驚いたことがあります。

それは、医療提供における国と都道府県の役割ということの規定において、まず、国や都道府県は、これからは直接医療サービスを提供する機能よりも、医療サービスに係るルールを調節する機能に向かつていくべきだとされております。その前提として、国民がどの地域においても安全、安心で一定水準の医療を受けられることを前提とした上でというのがございます。

果たして今、日本全国で、津々浦々、どこでも安心して医療を受けられる体制の前提はあるとお考えでしょうか。これはまず、大臣の正直な御感想をお願いします。

○尾辻国務大臣 これは疾患等にもよると思えます。最近話題になりました、例えばがんの治療の均てん化というようにもございます。まだまだ、がんに限って言いますと、均てん化が求められるということも事実でございます。個々に見て、いろいろな面が言えるだろうというふうにご存じます。

○阿部委員 そうした中であつて、がんのみならず、地域差があり、国民にとつて安心、安全の最低基準がないというところはいろいろあると思えます。では、厚生労働省の、今度は医政局でしょうか、

伺います。

厚生労働省として、各地域の医療提供体制の実態というのはどのように把握しておられますでしょうか。

○岩尾政府参考人 医療計画制度は、昭和六十年に制度化されております。都道府県が主体的にやりまして、私も国としては、医療計画の作成のときに、重要事項についての技術的な援助を行うということになっております。

最近の各都道府県の出しております医療計画、先生もごらんになっておられると思いますが、数値目標等々、いろいろ入っておりますが、地域におけるさまざまな課題のニーズを適宜把握しているところと承知しております。

こういうものを基礎として地域医療の確保に取り組んでいるということで、私も、こういうものをベースにしまして、十八年度の医療制度改革につきますと、地域の具体的な医療提供体制の姿がわかりやすく住民に提供できるということを柱に、現在、検討しているところでございます。

○阿部委員 具体的にわかりやすければ、この厚生年金病院の売り払いや統合、廃止などは、厚生労働行政としてやるべき策ではないと思います。

きょう冒頭、石崎委員の御質疑は、登別の厚生年金病院でした。地域に十分に根づいておられること、私は、厚生労働行政がやってきた歴史と実績は、だれに恥ずることなくきつちりと国民に伝え、その上で、例えばむだの部分があれば、それは正せばよろしいと思います。

私は、この場でいろいろ、これから特に一番問題になってくるのは医療提供体制ではないかというところを常にお話し申し上げ、そして、この間の厚生労働行政が、特にいろいろな病院の安易な取り扱いつぶし、これは国立病院の場合もそうでした。

そして今、厚生年金病院を預かる皆さんは大変不安な思いになっております。それは、預かる皆さんもそうですし、地域の住民もそうです。本当に少子高齢社会を見据えた、医療提供体制のきつ

ちりとしたマッピングを、やはりこれは、先ほど医政局長は知っておりますとおっしゃいましたが、それは都道府県レベルがまず把握でございす。もし厚生労働省として把握であれば、この十の病院の、これから廃止、あるいは売却、あるいは何らかの存続の中で、どのような措置がおのずととられるべきか。それは、レット・イット・ビー、その後には任せましょうという形にはならないと思います。

大臣は、さきの介護保険の審議の中で、あるいは障害者自立支援法の審議の中で、できるだけその方の障害やいろいろな介護を要する状態を軽減させたいということを繰り返しておっしゃいました。私は、実は、二十一世紀の大きな政策的な誘導すべき医療分野の一つとして、リハビリ医療というのは今新たにまたクロウズアップされていると思います。そして、間違ひなくこの厚生年金病院はリハビリ医療を担ってまいりました。大臣がごくお忙しいから、あつちに視察に行きなさい、こつちに行きなさいとはとても申し上げられませんが、何れども、でも、少なくとも寄せられた声の中で、何をしておるか、どんな支えになっておるかというところは御存じだと思います。

大臣にまず二点伺います。

リハビリ医療というものを、もう一度医療の中で、もつとしっかりと政策医療的な位置づけをすべきでないかというのが一点。

そして、そうした観点に立ったならば、やはり政策医療というのは、小児医療にしろ成人病対策にしろ、これからの国の骨格にかかわるから、そのことについては相手任せにはならないのだ、やはり何がしかの公的な関与、公とは、必ずしも官とは申しません、きのうも郵政民営化で話しましたパブリックという分野です。例えば、地方自治体との話し合い、あるいは国立病院のように独立行政法人として厚生年金病院を運営する方策、幾多あると思います。そうした検討の余地があるものであるとお考えになっていただきたいですが、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 まず、リハビリ医療について申し上げたいと存じます。

改めて申し上げるまでもないとは思いますが、診療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならぬ」と規定をいたしているところでございまして、リハビリ医療の重要性というのは法律でも規定をされておるところでございます。

私もそういったしるしを、今後の高齢化の急激な進展を踏まえまして、質の高いリハビリ医療の重要性は十分認識しております。公的医療機関に限らず民間医療機関も含め、地域で患者にとつて真に必要なサービスが効率的に提供されるよう、医療計画の見直しを通じて引き続き努力をしてまいりたいと存じております。

申し上げましたように、リハビリ医療の重要性は十分に認識をさせていただいております。

そこで、きょう話題になっております厚生年金病院の譲渡のことにもなるわけでございますが、この部分について言いますと、今度は、年金の大事なお金を国民の皆さんからお預かりしておる、これをまたむだなく給付に充てさせていただく、その立場から、今後どうすることが一番いいのか。今までやってきた福祉施設のこと、そしてまたその一つである厚生年金病院をどうするかというようなこと、私も真剣に考えまして、こゝは、福祉施設は例外なく売却することがいいという判断に至ったわけでございます。

ただ、そうしたものが、ものがといいますのは、例えば厚生年金病院でありますけれども、これまで地域医療に果たしてきた役割というその機能は十分維持をさせる、その努力をしながらこの作業は当たりたいと思っております。ございまして、どうぞ、私も考えておりますことも御理解いただきたいと思います。

○阿部委員 参議院での審議でも大臣は結局はそこまできおっしゃらないのですが、やはり国民が何を一番求め、何を喜びとするか、本心に虚心

坦懐にお考えいただきたい。そして、そういう方針を大臣が打ち出されたら、そのことは国民はむしろ拍手をもって迎えると思えます。

また次回、質問させていただきます。

○鴨下委員長 次回は、来る十五日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十分散会

平成十七年六月二十一日印刷

平成十七年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局